

1. 議事日程（令和5年第1回北広島町議会定例会）

令和5年3月15日  
午前10時開議  
於 議 場

日程第1

一般質問

一般質問

《参考》

佐々木 正 之	①少子化対策について ②有害鳥獣対策について
伊 藤 立 真	農畜産経営への対応と支援を問う
梅 尾 泰 文	①基幹病院の定義と受け入れ態勢は ②可動堰の説明会参加者は納得していない
中 村 忍	持続可能な地域公共交通の実現を
亀 岡 純 一	ゼロカーボンへの取組を問う

2. 出席議員は次のとおりである。

1 番 亀 岡 純 一	2 番 伊 藤 立 真	3 番 敷 本 弘 美
4 番 中 村 忍	5 番 佐々木 正 之	7 番 美 濃 孝 二
8 番 梅 尾 泰 文	9 番 伊 藤 淳	10 番 服 部 泰 征
11 番 宮 本 裕 之	12 番 湊 俊 文	

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 箕 野 博 司	副 町 長 畑 田 正 法	教 育 長 池 田 庄 策
芸北支所長 楨 原 ナギサ	大朝支所長 沼 田 真 路	豊平支所長 細 川 敏 樹
危機管理課長 野 上 正 宏	総務課長 川 手 秀 則	財政政策課長 国 吉 孝 治
管財課長 高 下 雅 史	まちづくり推進課長 矢 部 芳 彦	税務課長 植 田 優 香
町民課長 大 畑 紹 子	福祉課長 芥 川 智 成	保健課長 迫 井 一 深
農林課長 宮 地 弥 樹	商工観光課長 中 川 克 也	建設課長 竹 下 秀 樹
上下水道課長 寺 川 浩 郎	消 防 長 日 田 靖 成	学校教育課長 植 田 伸 二
生涯学習課長 小 椿 治 之	会計管理者 細 居 治	

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 三宅克江 議会事務局 田邊 五月

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 10時 00分 開 議

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） おはようございます。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、議場内においても原則マスクを着用することとしております。マスクをしたままで議事進行させていただきます。質問並びに答弁を行う際もマスクをしたままで結構ですので、マイクを立ててからはっきりと発言してください。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（湊俊文） 日程第1、一般質問を行います。質問時間は30分以内とします。また、質問及び答弁においては簡潔に行っていただくようお願いしておきます。質問の通告を受けておりますので、登壇してマイクを正面に向けて一般質問を行ってください。5番、佐々木議員の発言を許します。

○5番（佐々木正之） 5番、佐々木正之です。先に通告をしておりました質問事項をお伺いします。まず最初に、少子化対策についてお伺いします。全国の合計特殊出生率の推移は、2021年の出生数は81万1622人で、前年比2万9213人の減少と報道されております。また、2021年の合計特殊出生率は1.30で、前年比0.03ポイントの低下をしました。また、2022年の全国の出生率は79万9728人であり、広島県は1万8560人、我が北広島町の出生数は1月から12月までの統計ですが、85人となっております。新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、2021年の婚姻件数、出生数も減少している一方、結婚支援、見合いの減少、結婚のできない理由として、適当な相手にまだ巡り会えない、異性とうまく付き合えない、結婚資金が足りないなどの理由があります。また、子どもを持たないこと、子育てにお金がかかる、高齢で産むのは心配だから、育児の心理的・肉体的な負担などがあるというふうにも報道されております。そこでお伺いをいたします。地域少子化対策重点推進交付金がありますが、主だった交付金の中で、結婚新生活支援事業について取り組んでいるかどうかをお聞きします。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（芥川智成） 結婚新生活支援事業は、結婚に伴う経済的な負担を軽減するため、新婚世帯に対し、家賃、引っ越し費用などを支援する自治体を対象に、国が支援額の2分の1を補

助するものでございます。令和4年度の事業概要では、夫婦ともに39歳以下で、世帯所得が400万円未満の方が対象で、1世帯当たり30万円を上限に補助するものでございます。本町におきましては、これまでもこの事業の実施の有無について検討を行ってまいりましたけれども、他市町の事例を検討・検証した結果、事業効果が見込めないと判断をし、現在のところ実施をしておりません。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 現在行っていないという回答でございましたが、対策、検討は、他市町を見られての判断だと思いますが、アンケートによる調査は検討されましたでしょうか。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（芥川智成） アンケート等の実施は検討しておりません。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） アンケートもされてないということで、これ以上、この質問に対してはお伺いするのが難しいかと思えますけど、新しい事業に取り組む時は、最低でもアンケートを実施するような努力義務はしていただきたいというふうに思います。次に、自治体関係の連携を取り組んだことはありますでしょうか。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（芥川智成） 自治体連携については、この事業自体は、事業実施をしておりませんが、現在のところ取組はございません。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） それではオンラインによる結婚支援がありますけど、その対策はされておりますでしょうか。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（芥川智成） マッチングアプリ等の導入につきましてもこれまで検討してまいりました。しかしながら、多額の費用を伴うということがありますので、現在のところ実施はしておりません。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 次に、若い世代のライフセミナーの研修というのがございますが、それはいかがでしょうか。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（芥川智成） ライフセミナーの研修ですけども、広島県におきましては、大学生を対象にワーキングショップ等を開催をされておるというふうに聞いておりますけれども、本町におきましては実施をしておりません。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 質問で事業されてないというお答えが非常に多くあります。限られた予算の中で、できることは行っていただきたいというふうに思います。次に、結婚支援、コンシェルジュ事業についてお伺いします。国や自治体、地域関係者の連携を担うために、専従職員の配置を考えておられますでしょうか、お伺いします。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（芥川智成） 専従職員の配置ですけども、これまで近隣市町で実施をされておりました。そういったことを検証した結果、本町では専従職員の配置は現在のところ考えてはおりま

せん。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 近隣市町の実施状況を見て判断されたということですが、具体的にはどの市町の検証でこういう判断をされたのでしょうか。もし分かればお答えください。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（芥川智成） 安芸高田市を参考にさせていただいております。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 次に、4番目の質問に移ります。出産・子育て応援交付金の事業目的がございしますが、その事業目的について、ちょっと抜かしました、3問目に返ります。結婚、妊娠、出産、子育てに温かい社会づくりの機運醸成事業についてお伺いします。まず、1つ目。男性の育休取得と家事、育児参加の推進はどのように考えておりますでしょうか。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（芥川智成） 男性の育休取得につきましては、育児・介護休業法が改正をされ、昨年10月1日より施行されたことで男性の育児休業の取得がしやすくなりました。これらのことは町の広報紙やホームページに掲載をし周知を図りましたが、今後も様々な機会を通じて周知を図ってまいりたいと考えております。また今後、ネウボラ事業の中で男性の育児参加を促すための取組も併せて進めてまいりたいと考えております。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） ネウボラ事業の中で検討していくということがございましたが、ネウボラ事業につきましては、後の質問でまた質問をさせていただきます。次に、子育て支援の応援、情報や相談体制はどのようになっておりますでしょうか。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（芥川智成） 本町では各地域の子育て支援センターを中心にネウボラ事業を展開することで、子育て世帯への情報発信や相談体制を構築しております。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 次に、多様な子ども連れの世帯が外出しない環境があると思いますが、その対策はどのようにされておりますでしょうか。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（芥川智成） 公共施設につきましては、授乳、おむつ替えのスペース、多目的トイレ等の設置場所が分かる位置情報をホームページ等に掲載し、子育て世代が外出しやすいよう情報発信を行っております。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 具体的には、公共施設にトイレの整備やいろんなことをやられてるというふうにお聞きしておりますが、公園などの遊具、またはその周りに町花ササユリ等の整備も行うことができるのではないかと思います、その考えはありますか。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（芥川智成） 遊具等の設置ですけれども、現在のところ財政状況も踏まえて、新たな大型遊具を設置するということは現在考えておりません。しかしながら、役場の隣に現在、芝生の広場等があります。そういったところを活用して遊び場を確保していきたいというふうに思っております。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 町花のササユリに関しては、どのようなご意見がありますでしょうか。なければいいですが。どなたか。

○議長（湊俊文） 副町長。

○副町長（畑田正法） 具体的にササユリを活用して何かを進めていこうというような計画は現在のところありませんけども、ササユリは町の花というところで、花も木も町のシンボルとして進めていきたいと思っております。また、先ほどの遊び場の話ですけども、遊び場については特定な遊び場を設定するというのもあるんですけども、自然の中で遊んでいく、戯れていくというふうなことも必要であると考えてます。その中でササユリも含めた自然の花、木、虫、いろいろなものと接していくということも必要であると思っておりますので、そういう中で遊び場の確保も含めて、ササユリも含めた自然との触れ合いをつくっていききたいと思っております。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） ぜひ、今後検討をしていただきたいというふうに思います。次に4番目。出産・子育ての応援交付金の事業は何かを教えてください。まず最初に事業の目的とは、どうでしょうか。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） この給付金は出産・子育てに係る経済的支援を目的としております。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 保健課のカウンターの所に事業の目的のチラシが入っております。その中に、核家族化が進み、地域の中でのつながり等もなくなる中で、孤独感や不安感を抱く妊婦、子育て、家庭も少ない、安心して出産ができるような整備をすとか、自治体の創意工夫により出産、子育てができるような必要な支援、経済的な支援をするというふうに書いてありました。それでは、対象者はどのようになっておりますでしょうか。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 対象者につきましては、妊娠届を出されました妊婦さんで、出産後、養育者の方になります。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 次に、事業の内容の中で、本町では伴走型相談支援というのがありますが、これについてお答えをいただきたいと思えます。1つは、伴走型相談支援とはどのようなものか、お答えください。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 伴走型相談支援は、妊娠届出時より、全ての妊婦及び主に0歳から2歳の乳幼児を養育する子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や、その後の継続的な情報発信等を通じて必要な支援につなげてまいります。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 次に、経済的支援はどのようになっておりますでしょうか。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 経済的支援、こちらのほうが子育て応援給付金というものになりますが、妊娠届出時に5万円相当、出生届出後、新生児訪問時に5万円相当といった経済支援をしております。

- 議長（湊俊文） 佐々木議員。
- 5番（佐々木正之） チラシを見ますと、出産応援ギフト、子育て応援ギフト5万円ずつということになっておりますが、これは令和4年度は現金で支給されたというふうにお聞きしましたが、次年度はどのようなお考えでしょうか。
- 議長（湊俊文） 保健課長。
- 保健課長（迫井一深） 令和5年度につきましては、電子クーポン等の検討してまいりますが、当面の間は現金となります。
- 議長（湊俊文） 佐々木議員。
- 5番（佐々木正之） 費用対効果の面では、保育サービスなどの現物支給を拡充することが有効だというふうに言われております。しかしながら、現金給付で出生率につながる影響は少なからず、大きいものは見込めないというふうなことが言われております。その点、当面、現金給付というふうにお答えになりましたけど、各家庭それぞれ現金給付をもらうと、どこに使うかというのは様々だろうと思いますが、皆さんの意見は現金給付ということになるかと思えます。次に、5番目に移ります。学齢期以降の事業について、要は小学校、中学校、高校についてのことをお聞きします。まず、今、多く発生してるのは、いじめや不登校の地域における防止対策はどのようになっておりますでしょうか。
- 議長（湊俊文） 学校教育課長。
- 学校教育課長（植田伸二） いじめ防止への取組でございますけれども、まずは保護者との連携として、PTA総会や学級懇談、日々の連絡を通じていじめの未然防止や早期発見、早期対応の重要性について共通認識が持てるよう取り組んでいます。その上で、各校のコミュニティスクールや北広島町いじめ問題対策連絡協議会、いじめ問題対策委員会、主任児童委員との情報交換会などの機会を通じて、いじめについての現状把握や情報共有を行い、ご意見もいただきながら、町全体としていじめ防止に取り組んでいるところです。また、関係機関の一つである警察とは、いじめを含む生徒指導上の諸課題について、必要に応じ情報提供も行き、解決や防止に向けた連携を図っております。
- 議長（湊俊文） 佐々木議員。
- 5番（佐々木正之） それに関連して、子どもの居場所づくり支援対策についてはどのようなことになっておりますでしょうか。
- 議長（湊俊文） 学校教育課長。
- 学校教育課長（植田伸二） 今の問題に関連してということで、いじめについて、登校渋りとか、そういった子どもさんについては、しっかりとした連携を図って担任であったり、養護教諭であったり、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、チームとなって取組を進めております。
- 議長（湊俊文） 佐々木議員。
- 5番（佐々木正之） 次に、6番目の子どもの居場所づくりの支援対策についてお伺いします。だぶるかもしれませんが、放課後児童クラブ、それから児童館は本町にはございませんが、その支援等の現状はどのようになっておりますでしょうか。
- 議長（湊俊文） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長（小椿治之） 現在、放課後児童クラブにつきましては、公立5施設、私立4施設、計9施設を設置しております。児童館につきましては、先ほど議員もおっしゃいましたが、当

町にはございません。学習支援等でございますが、放課後児童クラブは、保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、適切な遊び場、また生活の場を与えて、健全な育成を行う子育て支援でございますので、特に学習支援は行っておりません。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 放課後子ども総合プランが策定されておりますが、放課後児童クラブの受皿の整備はどのようになっておりますでしょうか。

○議長（湊俊文） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小椿治之） 現在、放課後児童クラブにおきましては、公立・私立ともに入所希望の待機児童はおられません。公立児童クラブの施設につきましては、現在使用しております施設を修繕しながらの使用、また、私立の児童クラブにつきましては、施設運営者と協議をしながら、現在の運営方針を継続していく予定でございます。以上です。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 不登校の児童生徒についての子どもの居場所づくり、また、適応指導教室に従事する人材及び場所の取組はどのようになっておりますでしょうか。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 本町の不登校児童生徒は、ここ数年、年間30名から40名で推移しています。教育委員会としましても大きな課題であると捉え、学校や専門家、関係機関等との連携の中で、それぞれ個に応じた支援を行っています。適応指導教室につきましては、児童生徒それぞれの状況に応じて設置をし、現在は週1回程度、公共施設内で開設しており、常設の教室はありません。従事する人材は、児童生徒の状況に応じて個別にお願いし、選任しています。支援をしてくださる人材につきましては、今後、より広くお願いをしてみたいと考えております。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 最後に、児童手当の大幅な拡充、高校3年生までの医療費の助成、妊婦健康診査公費の助成を14回以上に、スクールソーシャルワーカーの町内全地域の配置などの子育ての支援対策について、町長の所見を伺いたと思います。

○議長（湊俊文） 箕野町長。

○町長（箕野博司） 児童手当の拡充につきましては、現在、国において所得制限の撤廃や対象年齢の引上げについて議論をされているところでございます。高校3年生までの医療費助成につきましては既に実施をしており、妊婦健康診査公費助成については、14回以上を希望される方についても対象としております。スクールソーシャルワーカーの町内全地域の配置については県教委へ要望しておりますが、現在のところ全町配置となっておりません。しかしながら、各中学校に配置しておりますスクールカウンセラーと連携し、取り組んでいるところであります。本町では、このように経済的な支援とネウボラ事業等の相談支援を実施することで、子育てしやすい環境づくりに引き続き取り組んでまいります。また、令和5年度には、こども家庭庁が創設され、子どもに関する様々な施策が一元的に実施されることとなります。今後、国の動向を注視しながら、町としましても対応してまいります。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 町長の考えをお聞きしました。令和5年度にこども家庭庁が創設されて、4月から進んでいくことになっておりますとお聞きをしておりますが、先日、全国版ではあります

が、18歳以下の子どもにアンケートを取ったところ、未だ子ども家庭庁を知らないというのが7割であります。本町でそういうアンケートを取られたかどうかは分かりませんが、その中で、優先的に家庭庁で取り組んでほしいということが書いてありました。1番目は、いじめの防止、2番目は、無料または安い値段で学習できる場所を探す。3番目に、虐待をなくすための保護者への支援等々が書いてありました。子どもの意見をなるべく尊重して事業に取り組んでいただきたいというふうに思います。次に、2番目の質問に移りたいと思います。有害鳥獣対策であります。質問を行う前に、昨年、私事ではありますが、9月にわな免許を取得いたしました。12月に営農集団、猟友会の協力を得てわなの設置をしたところでございます。そこで、現場を知らないとなかなか質問もできないということで、現状の課題も行いましたが、捕獲の3日前に撮った写真を皆さんに公開いたします。まず、わな、これが60kgぐらいありましたが、唯一私が捕獲したイノシシであります。それから現場に行きましたら、暴れてはおりませんでした。もう安心したのか、ここで飼ってくれというような状態でしたが、ちょっと衝撃的な写真ですが、これが止めをした写真であります。私もなかなか勇気が要りましたが、猟友会の方と一緒に止めをさせていただきました。それから今、一番問題になっているのは残りの廃棄の問題だと思います。これが場所を探して山に廃棄した場所であります。廃棄もなかなか難しいんですが、協力してくださった方に重機を貸していただいて、これが埋めた所の写真であります。そういう写真をお見せしてから質問に移りたいと思いますが、これまでの取組の成果として、鳥獣被害の低減を図るために、環境改善、侵入防止対策、加害個体駆除による鳥獣被害防止を推進しております。関係機関においても、本町においても専門員を昨年配置されて、きたひろ学び塾などで研修会を実施してきましたが、しかし課題も多くあります。人口減少や高齢化が進んだ中で、今後の対応はどうしていくべきかお聞きをしたいと思いますが、まず、町が主体的なことをもって対策に取り組む行動計画はありますでしょうか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 町が主体性を持って取り組む行動計画でございますけれども、北広島町では、3年ごとに見直しを行います北広島町鳥獣被害防止計画を策定しております。内容は、対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域、鳥獣によります農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針、それから対象鳥獣の捕獲等に関する事項、防護柵の設置、その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項などを定めて計画を策定して取り組んでいるところでございます。以上です。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 具体的な事例が今年度、今年度はもう少なくなりましたが、来年度についてでございますでしょうか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 今年度につきましては、きたひろ学び塾におきまして地域課題を解決する地域のあり方、取組などについての研修を行ったところでございます。来年度につきましては、県の実施いたします戦略的鳥獣害対策技術構築事業に取り組んでいきたいというふうに考えております。具体的につきましては、岩戸地区、それから吉木地区を鳥獣対策のモデル地区としまして、集落の育成、それから専門員の鳥獣害対策支援に関するノウハウの向上に向け、県よりアドバイザーを派遣いたしまして、集落におけます鳥獣対策を実施していきたいという



ふうにご考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 前回もお伺いしたかも分かりませんが、農林水産業2025のアクションプランの利用について、お手元に15項目のチェックシートを利用した用紙がありますが、それはどのように活用されることがあるでしょうか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 鳥獣対策におきましては、集落ぐるみでの取組が重要でございます。こういった集落ぐるみで鳥獣対策のチェックシートを活用しながら、集落点検を行いながら取り組んでいきたいというふうにご考えております。来年度行いますモデル地区におきましても、こういったチェックシートを活用しながら取組を進めていきたいと考えておりますし、集落での図面、ここから鳥獣が入ってきますよ、ここを防止したらいいですよということも、このチェックシートを活用しながら取り組んでいきたいというふうにご考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 来年度の有害駆除対策事業として2500万円強、予算が組んでありますが、新規の事業として、生活環境被害防止対策事業が新規に載ってございました。これの事業を少しお話してください。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 鳥獣被害の防止に当たりましては、そこに鳥獣被害の動物等が入ってこないためにする取組も重要でございます。こういったことを受けまして、県の方も来年度から新たな事業ということでその事業と一緒に取り組んでいきたいと思っております。具体的には柿の木でありますとか、そういった木を地域でありますとか集落で撤去する費用につきまして、幾らかの支援をする事業を来年度県事業を活用しながら取り組んでいきたいと思っております。詳細等につきましては、現在詰めている段階でございますけれども、また要綱等が策定いたしましたら、周知等につきましては、また広報紙等で周知できればというふうにご考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 次に、有害被害の軽減を目的としたスマートジビエについてお伺いします。軽減を目的とした関連事業者の連携を図る仕組みづくりについて検討されていますでしょうか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 捕獲、解体、消費をリアルタイムに見える化するためのアプリを利用いたしますスマートジビエは、狩猟意識を高める、事務作業の効率化、新たな事業の創出の3つの効果が期待されます。スマート捕獲、スマートジビエ技術の確立につきましては、捕獲や運搬の軽減化や効率化を図るとともに、高品質かつ衛生的なジビエ肉の生産手法も確立するというふうにご考えております。今後ともICTを活用しましたジビエツールを研究してまいりたいというふうにご考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 私も捕獲をした時にスマートフォンを利用してイノシシの行動を、初心者ではありますが、2か月間撮らせていただきました。イノシシに関しては、1頭ずつ行動が違うということが分かってきました。そういう行動とかそれから事務的なこと、それを経験について研究と実測をやっていただきたいというふうにご思います。それでは最後に、駆除するだけ

でなくジビエとしての販売を進めるためには、資源を有効に活用するために適正な管理が必要とされております。はなえーる等々も連携して進めていく方向は考えられないか、町長の所見を伺います。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 町内には3か所の民間ジビエ施設があり、各々、独自の販売ルートにて現在は販売を進めておられる状況でございます。また、本年5月に開催されますG7広島サミットにおけます広島県産品推薦リストにも町内で生産されたジビエが登録されている状況でございます。現在、はなえーるにおきましても、ふるさと納税への事業者登録等への働きかけにつきまして、そういった取組をしている状況でございますので、今後とも連携しながら取組を進めていければというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 具体的な行動計画として思うのは、まず、皆さんに知ってもらう。特に30代以下の若い世代に目を向けるような動画発信、ウェブサイトのコンシェルジュが必要になってくるのではないかというふうに思います。それから、広島フードフェスティバルへの参加、これなども利用すべきではないかというふうに考えております。それから、買う、使う、これのことについては、常設の地産場や直接販売所の向上、研修会など専門家の消費拡大をすることが必要だと思います。それから学校給食については、栄養教諭との食材への交流会の開催、このような計画、努力が必要と考えますが、お考えはいかがでしょうか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） ジビエにつきましては、捕獲したものが全てジビエの利用にはならないというふうなことも聞いているところでございます。このため、捕獲者とジビエ取組者との連携は必要であるというふうに考えております。先ほど議員が申されましたように、先進的な取組、ICTを活用したものを含めまして、今後とも検討していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 以上で、質問を終わります。

○議長（湊俊文） これで、佐々木議員の質問を終わります。ここで暫時休憩をとります。11時までといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 47分 休憩

午前 11時 00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） 再開します。2番、伊藤立真議員の発言を許します。

○2番（伊藤立真） 2番、伊藤立真です。今日は、先に通告しております農畜産経営への対応と支援ということで質問をさせていただきます。北広島町における農業を取り巻く環境の厳しさは続

いております。コロナ禍における消費の落ち込み、ロシアのウクライナ侵攻に端を発した国際情勢の不安はまだまだ高まっているということです。農業関係はもちろん、あらゆる分野の物価高騰は収まる気配は感じられません。燃料・電気、農業肥料や畜産飼料などの値上がりは農業経営や畜産経営を大きく圧迫をしています。このような状況において、水田活用直接支払交付金の畑地化促進事業への対応や逼迫する畜産経営への対応、支援など、北広島町の農畜産経営環境について質問をしてみたいです。まず、畑地化促進事業への対応について伺ってまいります。水田活用直接支払交付金について、国は水田活用の直接支払交付金の支払基準を厳格化し、5年に一度も水張り、水稲作付ですけれども、これがされていない農地は水田活用の直接支払交付金の対象農地とはしないと、畑地化促進事業として5年間は畑作物に取り組む農業者を支援するとしております。令和4年9月定例会で、交付対象水田の扱いについて、この見直しによって交付対象から除外される農地が生じることで転作に協力してきた農業者への打撃は計り知れず、見直しは農地の維持が困難となり、耕作放棄地の増加、条件不利地の離農を促進するものであるとして、国に対して見直しの白紙化を求めて全会一致で意見書を提出することを決定しましたが、国は方針を転換することなく、畑地化促進事業を進める姿勢を明確にしております。このことを受けて、町は急きよ、本年2月1日から3日にかけて、町内4か所で、5年水張りルールや畑地化促進事業の概要、取組要件等について、畑地化促進事業説明会を開催されております。この説明会は1月12日の国の説明会を受け、2月16日に国へ、その畑地化事業の内容を、申請を報告する必要があることから、畑地化促進事業への取組が可能な耕作地を管理する対象者、町内対象者1751人に説明会の通知を行い、厳しい日程の中で開催されたものでした。この畑地化促進事業について、まずは質問をしてみたいです。述べましたように地域ごとに説明会を開催されておりますけれども、出席者数はどのくらいだったのでしょうか、お伺いします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 畑地化促進事業につきましては、議員の言われますとおり、1月12日の国の説明会を受け、該当する農業者1751人に対しまして、1月20日に要望調査及び説明会の案内を行いまして、2月1日に豊平と芸北、2月2日に大朝、2月3日に千代田で説明会を開催したところでございます。出席者につきましては、豊平では72名、それから芸北では39名、大朝では36名、千代田では84名、合計231名の参加があったという状況でございます。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 参加者数について報告いただきました。通知送付対象者数に対して出席者数の割合、これが大体13%程度というふうなことになろうかと思えます。確認ですけれども、先ほど回答いただいた中に該当する農家、農業者、これ通知を送付した対象になりますけれども、どういう状況の農家の方にこの通知を送られたのか。説明会の後に、どういった農家の方がこの通知を受け取ったんだろうかという質問を私が受けておりますので、送られた対象の方の概要といいますか、どういう方に送られたのかということをご説明いただけたらと思えます。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 対象者につきましては、いわゆる細目書、毎年この時期に配布いたしまして、取りまとめを6月1日等に行うものでございますけれども、そのものから畑作に該当する

方、現在交付金をもらっている方、そういったところを中心に送付したところでございます。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 説明会、私も出席をさせていただきました。説明会の中で質疑応答の時間をとっていろいろお答えをされてた場面も見ておりますけども、4か所を通してですけども。どのような質問や意見があったのでしょうか、分かる範囲内でお答えください。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 説明会では、いわゆる5年水張りルールと畑地化促進事業の要件でありますとか、支援の単価等の説明をしたところでございますけども、5年水張りルールにつきましては、一月の水張りの時期でございますとか確認方法についての質問、それから連作障害によります収量低下の証明に関する、こういった形で証明するののかというふうな質問があったところでございます。それから畑地化促進事業につきましては、事業の趣旨でありますとか取組要件、それから現在の産地交付金との関連について多くの意見、質問を承ったところでございます。それから畑地化促進事業のみならず、水田活用直接支払交付金など、国の農業施策に対するご意見、ご要望等も多数承ったところでございます。こちらにつきましては、今後、国に対して要望等をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 様々な質問があったということなんですけども、事業の趣旨、取組要件について、概ね団地化された畑地を形成するものということが説明資料の取組の要件等に示されております。この概ね団地化された畑地の形成、具体的にはどういう状況が団地化となるんでしょうか。町の考えをお伺いします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 団地化の要件でございますけども、国の経営所得安定対策等実施要綱におきましては、畑地化支援の対象は概ね団地化された畑地で、品目や地域の特性を鑑み、地域農業再生協議会が概ね集約されていると認める農地と規定されております。団地化の筆数でありますとか面積等の要件は示されていない状況でございます。また一つの団地の中に野菜等の高収益作物と麦、そば等の畑作物が混在していても水稻以外の作物であれば団地化とみなすというふうなことも示されております。それから団地化する周辺農地は地目が田である必要がないということも示されておるところでございます。本町におきましては、概ね集約されていると認める農地の判断につきましては、国が定めております換地計画の実施要領でありますとか、農地集積・集約等対策事業実施要綱などを基に申し出がありました農地につきまして個別に判断いたしまして、概ね集約されていると認めた農地につきまして、国に対して現在、畑地化促進事業の要望しているところでございます。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 丁寧な説明をしていただきました。なかなかこの団地化という考え方が農家の方にも理解しにくいところがあるかと思います。また質問があれば丁寧にお答えいただければと思います。この畑地化促進事業へ取り組む面積等々、2月16日までに国へ報告ということがありました。北広島町からこういった内容で報告されたのか、その内容をお伺いします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 畑地化促進事業の申し出のありました農業者のうち事業対象となります

農業者数は、212経営体の状況でございます。対象作物につきましては、野菜、果樹、花き等の高収益作物と麦、大豆、飼料作物、そば等の畑作物に分類されますけれども、高収益作物と畑作物では単価が異なります。申し出があった高収益作物と畑作物と合わせまして、畑地化支援事業が約131ha、定住促進支援が約120haを国に要望している状況でございます。その内訳としまして、畑地化によります対象作物予定面積は、野菜が約50ha、それから飼料作物が約39ha、そばが約14ha、麦が約11haの状況でございます。要望額につきましては、畑地化支援が約2億500万円余り、それから定住促進支援が約8800万円ということでございますので、合わせまして2億8600万円相当を現在、国に対して要望している状況でございます。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 報告内容を報告いただきました。212経営体。説明にお越しになった人数相当の数、もちろん説明会にお越しになった方が全てされたというわけではないんでしょうけども、かなりの数が申請されているという状況をお伺いしました。北広島町と比較して他の市町、近隣でも構いませんけども、報告内容がどのような状況であったかというふうな状況がもし分かれば、分かる範囲で構わないので教えていただければと思います。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 先ほどの答弁、少し誤りがありましたので修正を報告させてもらいたいと思います。定住促進事業につきましては8800万円と言いましたけども、8100万円の誤りでございます。修正いたします。それから他の市町の状況でございますけれども、具体的に最終要望額等については把握してない状況でございますけども、各市町で団地化の考え方がありますとか、そういったところで対象面積を絞って事業の説明をしているとか、あるいは本町みたいにほとんど全ての農業者の方に周知して取り組むということもお伺いしている市町もある状況でございます。本来であれば、3月中旬に国の方は要望枠を把握して各市町の方に対象農家数でありますとか、交付額が来るというふうなお話も聞いておる状況でございますけども、現在のところ少し遅れるというふうな状況を聞いておる状況でございます。また、各市町の状況が入りましたら、お知らせ等できればというふうに思っております。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） この事業の他市町の状況というの、ちょっと気になるところでもありますので、また分かればその時点でお伺いしたいと思います。国への報告説明で、先ほど説明いただきましたけども、訂正のあった定住促進とかありましたけども、畑地化支援ということと定住促進支援、この2つの支援があるわけですけども、この事業説明会の資料にも記載はあったんですけども、この畑地化支援、定住促進支援、どういった支援内容なのか、改めてご説明いただければと思います。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 畑地化促進事業でございますけれども、これにつきましては、両方ですね。一遍に。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） お聞きしたいのは、この畑地化促進事業の畑地化支援というものと定住促進支援、この2つの支援項目があります。それぞれがどういう意味合いなのかというのを教えていただければということで質問しております。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 畑地化促進事業でございますけれども、まず畑地化、これにつきましては、現在、水田活用直接支払交付金におきまして野菜でありますとか、そういったものとか畑作物につきましては、交付対象になっておりますけれども、先ほど議員もおっしゃいましたように、国の方は、今後5年間に一度も水張りを、水稻作付行わない農地につきましては、そのものを対象にしないというふうなことを示されたことでございます。この水張りが困難な所につきましては、畑地化促進事業というところで国の方も支援をしていこうというところで、まず高収益作物につきましては、10a当たり17万5000円の支援を行う。それから麦、大豆、飼料作物等の畑作物につきましては10a当たり14万円のことを支援するというものでございます。それから定着促進、いわゆるその畑作物を作るための伴走支援というところで、国の方は、5年間支援をしていくというふうな事業でございます。野菜等の高収益作物につきましては、反当当たり2万円を5年間、もしくは一括払いというところで、反当当たり10万円を一括でもらう。畑作物の一般作物、麦、大豆、飼料作物等でございますけれども、これにつきましても定着促進支援、伴走支援につきましては、10a当たり2万円を5年間もらう、あるいは10a当たり10万円を一括でもらうというふうなものでございますけれども、この畑地化促進事業対象になった方につきましても、5年間につきましては、その作物を作らなければいけないというふうな条件があります。よく問合せが、この作物を、この交付金をもらったから今までもらっていた水田活用直接支払交付金がもらえるんじゃないだろうか、いやそうではありませんよという話もさせてもらってる状況でございます。それから5年以降、6年以降も、また今もらっている水田活用直接支払交付金がもらえますかというようなお話も聞いておりますけれども、これにつきましても、この畑地化促進事業をもらった場合は5年間作付は必要でございますけれども、6年目以降につきましては、その交付金はないですという話を現在問合せがあった時にはそういうお答えをしている状況でございます。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 丁寧な説明をいただきました。畑地化支援というのが高収益だと反当17万5000円、畑作物だったら14万円。伴走支援ということで定着促進、5年分、まとめて10万円というのがこの支援の内容というふうに説明をいただきました。この畑地化促進事業なんですけれども、採択される見通し、この212経営体ありますけれども、見通しはいつ頃分かるかというのはありますでしょうか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 畑地化支援事業の見通しというところでございますけれども、現在、国の方は、全国から要望調査の集計を行いまして、要望額の合計額が予算額を上回った場合は、予算の範囲内で取組品目でございますとか、取組面積等を踏まえてポイントを付加して実施した上で採択することを聞いておるところでございます。先ほど言いましたように、当初の予定では、3月中旬に配分対象者の決定通知ということを示されておりましたけれども、現在まだ来ない、少し遅れるというふうな状況でございます。町としまして212経営体が全て採択されればいいと思っておりますけれども、先ほど言いましたように、最終的にはポイントでの採択ということになりますので、現在その状況を注視しているような状況でございます。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） なかなか国の方が様子を聞かせてくれないというふうなことのようです。こ

の畑地化促進事業に採択された時、どのように農業者の方、申請者の方に伝わるのでしょうか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 採択された場合につきましては、個別に採択通知等を行っていきたくて思っておりますし、説明会等までにつきましては、どのくらい採択されるかがまだ不確定と言いますか、見通しが無い状況でございますので、そういった、まずは通知等になるではないかというふうに思っておりますけども。問合せ等につきましては丁寧に説明していきたくて思っております。先ほど言いましたようないろんな誤解等もございまして、今後の対策、そういったところ含めて丁寧な説明が必要ではないかというふうに思っております。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 採択されたら、速やかに農業者の方に伝わるのが好ましいなというふうに思います。水田活用直接支払交付金については、今回の説明会を受けて、大きく2つの選択肢、農業者にとってになるかと思っております。1つは、水田活用直接支払交付金の交付を受け続ける条件を満たしていくということになるかと思っております。具体的には先ほど来、説明いただいたように、令和8年度までに稲作を行うか、または水張りを行ったとみなす要件として示されている湛水管理を1か月以上行い、かつ連作障害による収量低下が発生していないことに該当させるということになるかと思っております。ただ、後者の方、湛水管理は理解できますが、連作障害による収量低下が発生していないことという定義がよく分かりません。先ほど来、課長のほうからも説明があったとおりです。説明会以後、具体的な定義等が国から示されているかどうか伺います。また示されているなら、その内容をお伺いしたいと思っております。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 国は、5年間に一度も水張りが行われていない農地につきましては水田活用の直接支払交付金の交付対象としないことを示されております。また水張りにつきましては、水稲作付によります確認することが基本でございますけども、かん水管理を一月以上行うことで、連作障害によります収量低下が発生していないことの両方が確認できれば水張りを行ったということが示されておるところでございますけども、議員の言われますとおり、一月以上の湛水管理の実施でありますとか、その確認につきましては可能であるというふうに考えておりますけども、連作障害によります収量低下につきましては、そもそも作物によりまして、連作障害は発生しないのではないかと、あるいは圃場ごとに収量を確認する必要があるのかどうか、連作障害によらない収量低下の場合はどうするのか、そういった質問を現在、国の方に行っている状況でございますけども、現段階ではまだ明確な回答が返ってきてないというふうな状況でございます。引き続き問合せ等していければというふうに考えておるところでございます。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） ご苦労がひしひしと伝わってきてます。回答される時期についても全く国のほうから、国からの回答ですね、これがいつ頃かという見通しもついてない状況なんではないかと。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 現在のところは、まだそういったところがない状況でございます。交付決定と言いますか、それと併せて出てくるのではないかとというふうに思っております。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 先ほど、この事業の選択肢が2つあるというふうにして、1つ先に述べさせてもらって、もう1つの方です。もう1つは、現在麦、大豆、飼料作物、そば、園芸作物を作付している農地に水を張ることが困難な場合、このような農地は少なくないと思います。説明会での説明であったように畑地化促進事業を望んでも、契約出荷する野菜栽培を優先して畑地化促進事業の対象にするというポイント制を設けるということ、これは先ほど課長の方から説明いただきましたけども、申請者の全ての方が対象になるということが保証されているわけではありません。申請についての懸念、あるいは取り組むことで想定できる利点や課題について改めてお伺いしたいと思います。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 耕作者が畑地化を要望するに当たりまして、懸念されますことの一つに土地所有者の同意が必要があるということが上げられます。自己所有地を畑地化する場合につきましては問題はありませんけども、法人、あるいは企業、大型農家など、農地を借りて耕作している場合につきましては、畑地化後に直ちに水田活用の直接支払交付金の交付対象外になることに対しまして土地所有者が抵抗感を持たれることも想定される状況でございます。この畑地化促進事業につきましては、主食用米の需要が減少する中、畑作物の需要に応じた生産を推進するために畑作物の定着化を図る取組について支援するものでございます。水田活用の直接支払交付金がいいか、畑作物促進事業がいいかという問題ではないというふうに考えております。しかしながら、水田活用の直接支払交付金の対象外となる農地の場合、交付される金額だけで言いますと、1回だけではございますけども、トータルでは畑地化促進事業の方が高くなる場合もございます。畑地化促進事業につきましては、5年間の先ほど言いましたように作物作付が要件になってきますけれども、その要件を達成した5年後の作付、6年以降でございまして、作付でありますとか、今まで交付金が入ってございましたけれども、それが減少するという事で、農家所得の減少でありますとか、交付金がないのもう農地を維持しないとか、そういったところも懸念されるというふうなことを考えているところでございます。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） お答えいただいたとおりで、その5年後のこと、農家所得であるとか農地の維持が懸念される。これまさにそのとおりだというふうに思います。回答にあった法人企業、大型農家などの農地、これを借りて耕作されている場合、水田活用の直接交付金の対象外になることに対する懸念、先ほど説明いただいたとおりなんですけども、私も実際に相談を受けたものがあります。そもそも水利、水の条件の良くない耕作地にこれまで畑作物を栽培されているケースが多いというふうに認識をしています。このことに対する問合せや相談、先ほど丁寧に回答はしていくよというふうな趣旨でお話をいただきましたが、これからも質問があると思います。どのように対応されるか、もう一度確認の意味でお伺いします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 先ほど言いましたように、この畑地化促進事業につきましては、様々な要件ございます。その交付金をもらった場合につきましては、5年間引き続き今まで作ったものを、例えば作ってもらわなきゃいけないでありますとか、細目書の提出も引き続きしていかなければならないというふうなところございますので、そういったところ。それから6年以降



はどうするのかという声も当然上がってくるというふうに想定しておりますので、その辺につきましましては、丁寧に、現段階の法制度といいますか、そういった取組、その条件の中での説明をしっかりとしていきたいと思っております。6年以降の対策につきましましては、非常に危惧しておるところでございますので、このことにつきましましては、国に対してどういうふうにしていくのかということにつきましましては、また要望等、こういった食糧安保の観点からも非常に重要ではないかというふうに考えておりますので、その辺のところにつきましましては、引き続き要望をしていく必要があるというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） なかなかすぐに解決できるというふうなことではないとは思いますが、関連してなんですけども、この水田活用の直接支払交付金の交付を受け続ける条件を満たさず、交付金の対象外となる、及び畑地化促進事業の移行で交付金の対象外となることで対象外となる農地面積と交付金額、昨年9月の定例会の一般質問で質問をさせていただいた際に、令和3年度ベースで、その面積は328ha、約1億1500万円の影響を受けることが予想されるというふうに回答いただいております。このことが今のこの畑地化事業のことが町内の農業にこういった影響を与えるかということをご想定されていればお答えをいただければと思います。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 現在、まだ畑地化促進事業の今要望しているものに対しましてどのぐらいのものが対象になってというところがまだ分からないところがございます。要望額につきましましては2億8600万円ということでございますけども、このものが全て、畑地化支援事業のものが全て該当になりますと、当然、水田直接支払交付金のものは5年度から対象外になるというふうなことがございます。もし、その対象にならなかった場合につきましましては、基本的には水張りを行えば引き続き6年目以降につきましても交付金が出るようなこととなりますけども、水張りができない所につきましまして、なおかつ、この畑地化促進事業に乗れなかった所につきましましては、もう4年以降につきましましては、全く交付金が出ないというふうな所になってきますので、その辺のところは非常に危惧しておるところでございます。6年以降をどうしていくかということにつきましましては、非常に危惧しておるところでございます。水が張られる所につきましましては、できるだけブロックローテーションのほうをしてもらいながら、引き続き交付金を取ってもらうような取組を町としても進めていきたいというふうに思っております。そういったところでできるだけ影響がないような取組をどうしていけばいいのか。影響ある農地につきましましては、どうしていくべきかにつきましましては、来年度入りまして、本年度の交付金の状況等も鑑みながら検討しなければいけないと思っておりますし、国に対しても引き続き要望をしていく必要があるというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） なかなか思うようにいかない、なかなかじれったい国の対応というところを私も感じております。ちょっと繰り返しの内容、かぶるところあると思っておりますけども、この畑地化促進事業の申請をするかどうか、最終的には農業者個々の判断ということにはなるかと思っております。申請をせずに水田活用の直接支払交付金の対象外となるのか。または畑地化促進事業に申請をして採択された後、事業の支援対象期間後に農地管理にどのように取り組むべきか、苦慮する農業者は少なくないと思っております。実際、交付金支払対象外や支援期間後の地域の農地荒廃を心配する声をいくつか聞いています。前回の定例会一般質問の後に地域の方からお手紙

をいただきました。文面ですけれども、一部紹介しますと、家の近くの小さな農地が荒れ放題になりつつあります。荒れいく農地を見て見ぬ振りをするこの頃ですが、何か良いやり方はないものかと気を揉んでいます。シルバーさんをお願いをしても手詰まりらしく、困った問題だと心配しています。何とか力を合わせてできないものかと思うのですが、良い考えを巡らせてくださいませんか。こういった切実な気持ちがつづられておりました。先ほど課長の方からも説明がありました。4年から5年先にさらにこの状況に直面すること、耕作放棄地の心配をすることになりますけれども、それまでにどのような準備、あるいは取組をしていけるのか。その考えをもう一度お伺いしたいと思います。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 麦、大豆、そばなどの畑作物で水稻とのブロックローテーションが可能な農地につきましては、先ほども言いましたように、ブロックローテーションをご検討いただければというふうに思っております。ご検討いただく場合におきましても、水路等の維持が必要な場合につきましては、中山間地域等直接支払事業でありますとか、多面的機能支払交付金事業を活用してもらって用水の確保に努めていただきたいというふうに考えております。それから畑地化促進事業の予算を配分を受けられた場合につきましては、伴走期間の5年以降も引き続き、畑作物を生産できるよう有効に活用していただきたいと思っております。その辺の説明もしていければというふうに思っております。今回、畑地化の予算配分を受けることができなかった場合につきましては、生産者の要望を踏まえつつ、来年度以降も引き続き要望してまいりたいというふうに考えております。本町におきまして米づくりは、生産者数や作付面積から基幹産業であるというふうに考えております。そのため主食用米と複合経営が重要であるというふうに考えておるところでございます。主食用米のブランド化、あるいは付加価値を向上するためにも、昨年におきましては、全日本お米グランプリ in 北広島町を開催いたしまして、令和5年におきましても現在引き続き開催する予定と考えております。また、企業的経営感覚を持った多様な担い手を育成し、農業所得の維持向上、耕作放棄地の発生拡大の防止に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 繰り返し同じような質問して申し訳なかったんですけども、今のやり取りを農家の方、ご覧いただいていると思います。少しでもこの事業への理解が進んだらなと思いますし、私自身も様々な情報収集をしながら、地域の農地を利活用できる形態を考えていって、回答いただきました内容にあったように、耕作放棄地の発生、あるいは拡大の抑制ができるようお手伝いをしていきたいというふうに思っております。続いて、ひっ迫する畜産経営への対応ということで質問をしてみたいです。農畜産業において肥料や飼料の高騰は、その経営を厳しくしているということは冒頭申し上げたとおりです。様々な支援策が取られていますが、さらなる支援策が必要な状況が続いているというふうに認識しています。畜産関係については、牛については、飼料価格の高騰や子牛価格の低迷、養豚では飼料価格高騰に加え、豚熱への警戒、養鶏においては、同じく飼料価格高騰に鶏インフルへの警戒など、厳しい状況が続いています。3月1日付農業共済新聞によると、2月28日に中央酪農会議が今年1月時点での酪農家戸数が、これ全国です。前年同月比6.8%減の1万1163戸になったと発表しております。2月24日には野村農林水産大臣が記者会見で、戸数の減少率が拡大し、離農が進んでいると述べ、首相から指示された飼料価格高騰などの激変緩和対策を3月上旬をめどにまとめる

考えを示したというふうに報道をしています。農業関連団体の協力を得て広島県の状況について調査を試みました。牛についての状況になりますが、昨年4月から12月にかけて広島県内で廃業した畜産農業者数は23件、そのうち6件は酪農家でありました。今年度中に、今の4年度です。さらに数件の廃業が見込まれるとのこと。飼料価格の高騰が廃業の要因の一つであることは疑いようがありません。これらのことを踏まえて質問してまいります。町内の畜産農業者の現状について町はどのように把握をされているのか、まず伺います。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 昨年8月9日におきましては、酪農団体連絡協議会との意見交換をしたところでございます。さらに本年2月28日におきましては、和牛改良組合との意見交換会に出席いたしまして、畜産農家の皆さんから厳しい経営環境につきましてのお話を直接伺い、その現状につきましては十分に認識してるところでございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 認識をしていただいているということなんですけども、ちなみに北広島町内の酪農、あとは肉牛、和牛ですね。養豚、養鶏、この畜産種別ごとの町内の経営体数はそれぞれいくらになるか。分かれば教えてください。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 本町の畜産農家の飼養頭数等でございますけども、毎年行います2月現在の飼養頭数のほうで報告させてもらいたいと思います。本年度につきましては、まだ集計できておりませんので、令和4年の2月1日現在の数値で報告いたします。酪農は15経営体、飼養頭数は約940頭でございます。それから肉用牛農家、肥育と繁殖農家も含まれますけども、31経営体で、飼養頭数は約1300頭の状況でございます。養豚につきましては、4経営体で、飼養頭数は約1万2000頭の状況でございます。それから養鶏農家につきましては、7経営体で、飼養頭羽数は約76万7000羽の状況でございます。以上でございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 町内の畜産経営の経営体数教えていただきました。やっぱり相当数の数がある。飼育頭数も相当数あるということです。実際に酪農家の方に現状を伺ってみました。今年になって。昨年11月に乳価が、kg当たり10円引き上げられた。けども飼料価格の高騰状態は変わらず、飼料費用が生乳販売収入額を上回るような状況が続いていると。飼料の自給率を上げるために設備投資したものの、その償却が今では経営を圧迫している一因になっているというふうにおっしゃってました。当然、電気代や機械器具の保守管理費用や保険料も経常経費としてかかり、加えて乳価以外の収入となる子牛、ET、これと牛の受精卵移植F1乳牛と肉用牛を掛け合わせた子牛、あとはホルスタイン雄などの子牛価格の低迷もあり、経営は非常に厳しい状況だというふうに切実に話されています。畜産では、配合飼料高騰時に上昇分を補填する価格安定制度がありますが、その財源は配合飼料輸入価格が世界的な穀物需要増、ウクライナ情勢などを背景に高騰し、2022年7月から9月分まで7期連続で支払いが発生したこと、異常補填基金の残高は大幅に減少し、不足状態になっており、2022年10月から12月分の補填金は満額支給されない見通しになったことから、不足分は国が特別交付金、これ1t当たり6750円、これを支給して補われると。しかし、国の特別交付金は10月から12月分に限って予算措置をされており、異常補償は、今年の23年の1月から3月にも発動すると農家負担が急増するおそれがあるというふうに今年1月21日の新聞に報道されてお

ります。このような状況から酪農や肉牛、養豚、養鶏協会等関連団体から今後の制度の安定的な運用に向けた緊急対策継続が政府与党に要請されたと承知をしていますが、国や県の畜産農家支援について、これから実施されるものはないのかどうか。このことをまずお伺いをしたいと思います。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 国におけるの事業につきましては、少し議員がおっしゃられたことにだぶるかもしれませんが、説明させてもらいたいと思います。国におきましては、令和4年度補正予算におきまして配合飼料価格高騰緊急対策事業といたしまして、配合飼料価格安定制度の異常補填基金に所要額の増額を増しまして、生産者への補填金を交付していますけれども、価格高騰によりまして補填化が膨らみ、財源の大幅な減少が懸念されている状況でございます。また10月から12月分につきましては、価格安定制度とは別に6750円、1t当たりでございますけれども、交付する取組を実施していますけれども、1月から3月分の対応はまだ未定の状況でございます。それから広島県におきましては、配合飼料価格高騰緊急対策事業によりまして、配合飼料価格安定制度の生産者が積立金をしなきゃいけませんけれども、その生産者の積立金の一部補助に加えまして、令和4年の9月補正で飼料購入費の一部助成が拡充されたところでございます。昨年12月に終了している状況でございます。生産者の積立金につきましては、本年度第4四半期までの助成となっております。それから県におきましては2月補正におきまして2事業が追加されたところでございます。まず1つ目でございますけれども、配合飼料価格高騰に対する支援というところで配合飼料価格高騰緊急対策事業というところで、これにつきましては令和5年度の上半期において想定されます配合飼料価格の高止まりによりまして、国の配合飼料安定制度による補填額の減少に伴う畜産経営の影響額の一部を支援するというところで、1t当たり9400円以内のものを支援するというものでございます。それから酪農経営体への支援というところで、酪農経営改善緊急支援事業というところで、先ほど言われましたように、今まではヌレ子でありますとか、そういったものがかなりの高い価格で、そうして酪農経営の安定を図っておりましたけれども、現在その価格も暴落しているということで、その辺のところの支援というところで、酪農経営体が取引する肉用牛、国のセーフティーネットの対象になります満6か月以上のものを除くものでございますけれども、そのものが市場におけます取引価格が基準価格を下回った場合に経営体の取引頭数に応じまして支援金を交付するというようなものでございます。交付額につきましては、その下落状況によりまして2分割されておりまして、現在、1頭当たり2.5万円、または1頭当たり5万円というふうな緊急的な支援をするというふうにお伺いしているところでございます。また、県とも情報収集しながら、こういったところも情報も伝えていければというふうな思っているところでございます。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 県の緊急対策があると、2点。今、説明いただいたとおりだと思います。県は県なんですけれども、農林水産大臣が3月上旬をめどに激変緩和策をまとめる考えを示したと報道があったんですけども、現時点では国からどうこうというふうな内容が示されている状況はないでしょうか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 新聞報道等によって、そういった情報等も緊急対策を引き続きする、緊急的な支援策をとるところは把握しておりますけれども、現在、国のほうから具体的にこうい

った支援策をやっていくよというようなところはまだ情報が入ってないところでございます。今後注視している状況でございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 本当に経営がひっ迫している中で、先ほど説明いただいた県の補助などは畜産農家の方、特に酪農家の方にとっては明るい情報になるのかなというふうに思います。県内各市町も独自の支援策、畜産経営のですね、実施をされております。でも、それでも廃業される畜産農家がある現状、それだけ今が厳しいということになるんだと思います。昨年、町として飼料費等の高騰に対する助成を実施をして、一定の支援がされていることはもう承知しております。今回、調査をした時点では、町内での畜産経営者の廃業はありませんでしたが、町として追加の独自支援策を検討すべきタイミングでもあると思います。こういったことに取り組む考えは、今はないでしょうか、お伺いします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 町としましては、新型コロナウイルス感染拡大によります需要低下に伴います畜産物の価格下落に対しまして、令和2年度におきましては、きたひろ農林水産業者応援給付金、畜産農家経営継続支援給付金、飼料や資材等の高騰対策といたしまして、本年度には物価高騰対策支援金を交付してまいったところでございます。今後の支援策につきましては、町財政等の状況を踏まえながら、こういった取組が必要だということにつきましては、検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 先ほどお伝えしたとおり、畜産農家への支援は、本当に緊急を要する状況だというふうに思います。早急に支援策を講じていただければというふうに強く要望しておきたいと思います。肥料や飼料、燃料・光熱費の高騰、水田活用直接支払交付金の支払基準の厳格化、こういったことによって農地管理の懸念や後継者の確保など、農業、畜産への対応、支援、これは待ったなしの課題というふうに思います。町長は、令和5年度施政方針の中で、農業・畜産業の振興について、肥料、飼料の価格高騰を受け、耕畜連携等を進めるとされています。耕畜連携による地域循環型の農業形態を目指す視点からも、町の基幹産業である農畜産業の将来像をどのように描いていかれるのか。描いていらっしゃるのか。町長の所見をぜひお聞かせいただきたいと思います。

○議長（湊俊文） 町長。

○町長（箕野博司） これまでコロナ禍、肥料、輸入飼料の高騰など、農業、畜産業を取り巻く情勢は、かつてない大変厳しいものとなっていること。その現状を十分認識しているところでございます。町といたしましても厳しい財政状況の中ではありますが、国の肥料価格高騰対策事業につきましては、独自にかさ上げ助成を行い、特に耕種農家に対し支援をしているところでございます。また、国の交付金等を活用して農畜産業に対し支援をしてきたところでございます。併せて町内の水田で収穫できるWCS用の稲推進にも努めておるところであります。町内畜産農家向けのWCS用稲作の作付面積は、令和4年産では拡大することができ、産地交付金における耕畜連携の取組も令和4年度は拡大をしているところであります。今後も不安定な海外情勢はいつ収束するか分からない状況でありまして、自給飼料等の確保が非常に重要となってくると考えています。このため、町内の農地を有効利用、活用しながら、できるだけ輸入飼料に頼らないWCS用稲及び耕畜連携による地域循環型農業形態の推進を図って、農畜産業の

安定した経営の実現に向けて、稲作農家などの理解を得ながら取り組んでいきたいと考えているところでもあります。が、5年間の農地に水を張らなければならないというようなこと、議会もそうでしたけども、町としても、これは、国に対して要望活動をしていかなければならないということで要望してきたわけではありますが、水張りをすれば良いよというところは少し緩和されただけで、基本的にはそういう方向で国のほうは示されたということで、食料自給、食糧安保といった面でもこれから何らかのあれが出るかもわかりませんが、今のままでは先ほど来ありますように、農地の荒廃が進むのではないかと非常に危惧をしているところでもあります。先ほど申しましたように、現段階では、町でできる範囲のところを一生懸命努力をしていくということで対応してまいりたいと考えております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 北広島町の農畜産業を守り抜いていくためにも積極的かつ実効性のある取組を少しでも進めていただくよう、強く要望して私の質問を終わります。

○議長（湊俊文） これで、伊藤立真議員の質問を終わります。ここで暫時休憩をとります。午後1時までとします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 0時 1分 休憩

午後 1時 00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） 再開します。午前中に引き続き一般質問を行います。8番、梅尾議員の発言を許します。

○8番（梅尾泰文） 8番、梅尾泰文であります。ここしばらくマスクをしたままでの一般質問でありましたけども、これでマスクをしての一般質問が終わることになればいいなというふうに思いながら質問したいというふうに思います。2点について一般質問の通告をしておりますけれども、まず、1点目は、基幹病院の定義と、受入れ体制はということであります。この地域の近くに新しい大きな病院ができて、そちらのほうに通院をするという方たちがかなりあるわけではありますが、その基幹病院という言葉が最近よく聞くのでありますが、その基幹病院ということの言葉の定義、意味というのを少し最初にお教えいただければありがたいなというふうに思います。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 基幹病院の明確な定義はございませんが、救命救急センター設置による重症患者の受入れや高度専門的医療の提供など、地域に必要な医療の中核としての役割や地域医療支援病院や災害拠点病院、地域医療連携などの拠点としての役割を担っている地域医療の中心となる病院で広く使われております。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） なかなか分かりやすくというふうにお願ひしたんですが、ちょっと分かりに

くいような気もしますが、聞き慣れてないという言葉なんで、そういうふうな受け止め方をしたのかもしれませんが。地域で少子高齢化が進んでいますけれども、生活をする範囲、どの範囲を生活をする範囲というふうに規定するのかというのもいろいろと捉え方があるかとも思いますけども。安佐市民病院という病院があって、その一部の病棟が今、きれいに整地をされるような状況になって、それからそこが担っていたのか、あるいは高度なところを求めてか知りませんが、場所を変えて新たなところで診療を開始するという大きい病院ができたわけがあります。生活をする圏内の中に、例えば大きい病院を核としながら、どういう体制で病院づくり、地域づくりがされているのかというふうなそういう計画等があるのかなというふうにも思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 広島県におきましては、保健医療圏、この中でも二次保健医療圏というものが県内7つございます。そうした中で北広島町につきましては、広島地域の保健医療圏に属するんですけど、まず、第一次医療としましては、かかりつけ医による日常的な、身近で何でも相談に乗ってくれる総合的な医療を提供されております。その次に、この二次保健医療圏内におきまして地域医療、そういったところを、先ほど来議員おっしゃられておりますとおり、本町におきましては、広島市立北部医療センター安佐市民病院の方で地域医療を担っていただいているといったような状況です。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 私が私なりに思っていたことが安佐市民病院という所、それから安芸高田にあります吉田病院というあたりが、私はこの生活圏の中での基幹病院というようなことなのかなというふうに思っているわけですが、そうじゃなくて、もっと言えば、バスセンターあたりの市民病院とかいうのは違うんだらうというふうに私なりに思ってるんですが、いかがですか。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 二次保健医療圏で申しますと、広島市民病院につきましても同じ地域にございますので、同じ地域内で、基幹病院とまでは言いませんけども、北広島町の方がお世話になることはございます。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 今、広島市民病院は地域の圏内に入るよというふうに言われたんでありますが、そこまで聞こうというふうにはちょっと思わなかったんですが、そうしますと、広大病院あるいは記念病院とかいうのも入るといってことで良いんでしょうか。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 地域内には広島市にございます医療機関につきましては、地域内に入りますけども、北部地域といったところで申しますと、やはり安佐市民病院になろうかと思っております。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 了解をいたしました。それでは次に進みますけれども、例えば、救急車の出勤をお願いせにゃならんような時が来た時に、救急車が来てくれました。その時に自分がかかりつけの病院があるから、そこに行ってくださいねというふうなことを救急車の職員の方たちに言うことができるのだらうかなどうだらうかなというふうに思っているのが1点と、そ

れから救急車でない場合に、かかりつけの医院がありますけども、そこに相談をせずに、一気に大きい病院に駆け込んでも良いのかというふうなそのところの状況を教えていただければありがたいなというふうに思います。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 救急の場合は、救急隊が傷病者を観察しまして対応できる医療機関の選定を行って、医療機関の許可が得られれば搬送します。傷病者にかかりつけ医があって、要望があれば受入れ可能かどうか問い合わせ、可能であればその病院へ搬送することになります。飛び込みの場合ですけども、紹介状がないと大規模病院で診察を受けられないことはありませんが、紹介状がないということは、かかりつけ医からの情報がないということになりますので、一から問診であるとか検査が必要になり、時間と費用がかかります。また紹介状なしで特定の病院で診察を受ける場合は、診察料のほかに特別な料金がかかります。まずは地域の医療機関を受診し、必要に応じて紹介を受けるなど医療機関の機能、役割に応じた適切な受診をすることが必要です。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 救急車の場合は分かりました。それから、かかりつけ医の方の紹介があれば、もちろんどういうふうな症状なのかというのが大きい病院を紹介してもらった時には分かりやすいというのも分かるんですけども。以前、飛び込みで大きい病院に行ったら、受け付けてもらえなかったということをお聞きしたことがあったんで、そういう質問させていただいたんですが。今の私の方は異例だったんでしょうか、聞いた事例が。お答えいただけますか。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 議員のおっしゃった事例は、今、分かりませんが、飛び込み、紹介状がない場合でも診察は受けられるということにはなっております。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 分かりました。しっかりそのことを飛び込みをされる方にお伝えをしていきたいというふうに思います。それから、今、私は安佐市民病院という病院と、それから新しくできた病院のことを先ほどから言ってるんですけども、私が正しく、安佐市民病院というのはもともとずっと言っていた病院ですから、名称も間違いないだろうと思いますけども。新しくできた病院の名称を正確に、ちょっと長いような気がするんですが、お教え願いたいのと、それから安佐市民病院への、こちらから、北広島町からということでもありますけども、北広島町から病院に行く際の交通の公共交通の接続であるとかという、そういう便ですね。利用できるものをお教え願いたいというふうに思います。いかがですか。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 安佐市民病院の正式な名称を保健課の方からお答えします。正式には、広島市立北部医療センター安佐市民病院です。この北部医療センターという名称が新しく、新しい病院になってついております。これにつきましては、広島市の北部から広島県北西部、さらに島根県の一部を含む広大な地域の医療、北部医療を担うといったところで、あえてつけられているとお聞きしております。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 北部医療センター安佐市民病院へ乗り入れるバスの件でございますけども、芸北、豊平地域からは、総合企画コーポレーションが運行する芸北安芸山線



が令和4年5月6日から安佐市民病院へ乗入れを行っております。それから豊平地域、今吉田からでございますけども、広島交通が運行する今吉田線が令和4年10月1日から同じく安佐市民病院へ乗り入れを行っております。最後に千代田、大朝地域からでございますけども、この4月から千代田インターから安佐市民病院を経由する新規路線が運行する予定となっております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 今、まちづくり推進課長が答えていただきましたことについては、新しくできた病院へのアクセスでいいんですね。従来の安佐市民病院じゃなくて。はい、分かりました。それで便数もそれなりに考えてはいただいたんでしょうが、やはりこれから新しい病院に行くにつけては、私も便数を増やしてくださいと言うのは心苦しいと思ってますし、まずは試行していろいろな状況の中で改善もしていくという余地は当然あるんでしょうが、ただ、芸北から、豊平から、大朝から、千代田からという個別の路線について言うたら、行って帰るのに、病院での所要時間もどのぐらいかかるかというのも分かりませんから。帰るに時間が長過ぎるというのあれば、行ってしまってるというのもあるわけでありまして、1日に1往復ですよというふうなのが答弁にもございましたけども、あれがせめて2便ぐらいになるというふうな思いというのは、計画上は多分あったんだろうと思いますが、今決まっている状況の中での背景はいかがでしたか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 新安佐市民病院の乗り入れにつきましては、つけさせておいてあります資料のとおり時間帯で乗り入れというのが基本でございます。もう一つの手段といたしましては、可部町内を巡回するバスが非常にきめ細かく回っております。一度乗換えということは発生をいたしますけども、北広島町内から可部のほうへ出ていただいて、巡回バスに乗っていただいて新安佐市民病院へ行くという、手段も大変多く可能でございますので、できればそれを利用させていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 今のは可部町内の中で、乗換えは必要かも分かりませんが、割とスムーズに運行がされてるんで、それを利用してくださいということは理解しました。ただ、可部地域の中で巡回をしても、質問をした時にいろいろな路線の始発時間と到着時間というのを書いていただいておりますが、その中で1便しかないということが回答で出されているんですけども、それは幾ら可部の中でかなり充実した乗換えができたにしても、そこから芸北に、あるいは豊平に帰ろうと思った時には、もうつなががないよというふうなことに今、この表は、答弁はなってるのかなというふうに思いますが、いや、そうじゃなくて、従来ある分のバスも町内バス、デマンドバスも利用できるんだから、それは心配ないよというふうなことなのかどうなのかをちょっとお聞きしてみたいと思います。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 添付させていただいた資料は、直接、新安佐市民病院へ乗り入れる便でございます。当然これ以外にも5往復程度、各地域から可部駅等に路線バスのほう出ておりますので、それを利用させていただいて、可部町内の巡回バスを利用するというイメージになろうかと思えます。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番(梅尾泰文) 分かりました。ですから、先ほどから言ってもらったり言ったりしていますが、可部の地域の中では可部の中をかなり充実した交通網があるから、それを利用して、それから今度は北広島と可部をつなぐいいラインも幾らかあるから、それを利用するようにして、乗り遅れやらないようなシステムができてから、それを上手に利用してくださいねということに理解して良いですか。

○議長(湊俊文) まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(矢部芳彦) はい、議員おっしゃるとおりでございます。

○議長(湊俊文) 梅尾議員。

○8番(梅尾泰文) この交通網の整備について質問してやというふうなことを言われたのは高齢の方であります。その方は今はまだ運転をしておられますけども、これから先、自動車運転免許を返納せにやらんかも分からんしと言うような時に、安心して病院に行けるようなシステムがあるんかどうかいのをちょっと確かめてみてくれよと言うふうなことだったんです。今、言ってもらったように、安心して次の対策ができるようなことを今、お聞きしましたんで安心をしたんですけども。ご存知だろうと思えますけれども、千代田の八重東地区、有田ですけども、国道261号線のすぐ隣に高齢者の方の運転免許証の更新をするという場所があったんですが、この3月末をもってそれが閉鎖をされるということが決まっています。それは、じゃあ高齢者の方、今度どうするのかという、違う問題になりますけども、医療の関係とは違いますけども、公共交通がしっかりしとかにや病院にも行かれんようになるんよと言うふうなことがあったわけです。そのようなこともあって、安心してもらうために私は、一般質問させてもらっているということでもあります。そうやってきますと、免許証を返納すると、公共交通が充実しているというふうにも言われましたし、あるいはひよっとしたらタクシーを利用せないけんかも分からんというふうなことに発展をしていくと、その高齢の方もそういうことも考えておられますから、そのタクシー利用についてのつながりというか、方向を変えるというふうなことについては、いかがに考えればいいでしょうか。お答えください。

○議長(湊俊文) まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(矢部芳彦) 個人でタクシーを利用する場合はということなんですけども、今のところ、基本は自己負担で移動していただくというのが原則になるのかなと思います。以上でございます。

○議長(湊俊文) 梅尾議員。

○8番(梅尾泰文) 個人で負担をするということでありまして、福祉関係、障害者の関係というふうな方については、それぞれの自治体によって半額になる、あるいはいくらか補助するというふうなことがあるようではありますが、北広島の場合は今答弁があったように、自己負担で対処してくださいということでしょうか。

○議長(湊俊文) まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(矢部芳彦) 一般的な高齢者の方の利用の場合、個人負担ということで、例えば人工透析の通院にかかる交通費とか、町外も含めて障害者支援施設等への通所にかかる交通費については、町の方でも助成をしているというふうに理解しております。

○議長(湊俊文) 梅尾議員。

○8番(梅尾泰文) 人工透析なんかの場合は、公共交通使われる場合は半額が補助されたり、あるいは自分の自動車で行く場合にもkmあたりいくらかというふうな助成をするんよというこ

とを聞いておりますから、そういうふうなところでの扱いはしてもらっていますから、これから先、高齢者の方がだんだん増えてくると、またいろいろな考え方の中で考えてもらう。例えば広島市あたりで言うたら、これも余り多くの助成ではありませんけども、あれはごめんない、障害者だったですね。というようなことまで広がっていけばいいかなというふうに思うわけです。どちらにしても、これから先いろいろと状況が変わってくるというふうに思いますので、また今のことを私に伝えてくれた方にお返しをして、またいろいろと協議もしながら、またこの場で質問できればというふうに思っています。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 梅尾議員から、可部自動車学校の千代田交通安全センターの3月末での閉所のことがありましたので、ちょっと補足で説明をさせていただこうと思います。可部自動車学校の千代田交通安全センターは、おっしゃられますように3月末で閉所になるんですけども、可部自動車学校に確認をしたところ、高齢者講習、可部自動車学校のほうで受けていただくこととなりますということで、高齢者の方は可部自動車学校に電話でまずは予約をしてください。受講可能な日をご案内しますので、自家用車で来られるか、送迎バスをご利用の際は送迎バスを使うよということを伝えてほしいということがございました。自家用車で来校される場合については、予約可能な日を案内しますので、希望日をおっしゃっていただいで予約をくださいということでございます。それから自家用車で行かずに送迎バスで可部自動車学校まで行く場合については、金曜日の午前実施する講習に合わせてサンクスの駐車場から利用できる送迎バス、往復ですけども、往復の送迎バスを運行するというのを聞いております。金曜日が祝日等に当たる場合は、もしくは学校の休校日に当たる場合はないわけでございますけども、そういったことで送迎バスが利用できるというふうに承っております。補足で説明させていただきました。以上です。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 答弁ありがとうございました。私も可部自動車学校の方に連絡を取りまして、今のような話を聞きましたし、それから可部自動車学校だけじゃなくて、吉田にも自動車教習所があるので、あえてその一つだけ言うたらいけないかなと思って言わなかったんです。そちらのいずれも高齢者講習をされておるということでありました。ありがとうございました。それでは2問目に入らせていただきます。可動堰の説明会というのが、先日まちづくりセンターでありました。それは2月の14日であります。可動堰が17か所、これは風船ダムの可動堰が対象となって、水利権者を対象にして説明会が行われました。私にも案内していただきましたので行かせていただきましたし、議会の特別委員会の中でも、可動堰を考える部会が設置をされているということで、そちらにおられる該当の議員も行っておられたということでもあります。そこの受付で本日来られた方のどこどこ井堰、誰々さんというのを受付でそういうことをしておられましたので、当日参加をされた水利権者の数と団体の数はいくらだったかというのをまずお聞きをしてみたいと思います。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 2月14日に先ほど議員がおっしゃられましたようにゴム堰、17ある団体に通知をさせていただいて、当日は15団体の方から出席をいただいております。すみません、ちょっと人数のほうは今把握しておりません。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 事前に資料等もいただいて、参加してくださいねという要請だったんで、なかなか親切であるなということと、今回一堂に会して集まるということ、これまでなかったわけでありますから、かなり前向きに動いてもらったなというふうに思ったところであります。

ただ、これまでの一般質問の中で、土地改良連合会といろいろな面で協議をしながら進めていく事業ですよというふうなことが何度か出されてきたので、当日私は土地改良連合会、一般的に土改連というふうに言われますけども、その職員が来て、いろいろと説明されるんだらうというふうに思っていました。役場の職員さんだけで説明をされたということでありました。そこで、これからの事業をどのように進めていくかというのは、それぞれの井堰の問題、課題、広さ、幅の広さ高さ、規模も違いますから、その中でいろいろと考えて協議をしていくということの中で初めて町の行政あるいは県、あるいは土改連と関わりが出てくるのかなという説明があったように思いますが、そういう捉え方で良いでしょうか。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 現在、2月14日以降に、この土地改良事業の適正化事業について、各団体のご意向を現在も調査中です。現在、17団体中11団体の方から、まず事業の診断のほうでご希望いただいております。今後ちょっと増える可能性はありますけども、そういった段階で、ある程度参加のご意向がある団体がまとまった後、土地改良連合会とともに事業を進めていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 今、数字がよく分からなかったんですが、ちょっと確認させて、17団体のうち11の団体、今日までで11。分かりました。今の段階で11団体が診断をしてほしいということと言われてるということでいいですね。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） はい。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 先ほども言いましたように、17の井堰に呼びかけをされて、初めて全体のものになってきたというふうに思うわけでありますが、井堰の関係者の方も本当に熱心に聞いておられました。ですけども、施設改修するための金額が多額で、とても負担をできるものではないというのは、来られた井堰の方たちの統一をした認識であったらうというふうに私はその雰囲気も感じましたし、そういう不安が隠せずにおられるということも感じ取ることができたわけであります。今後、これから各井堰に事情をまたお聞きになられて、本当にお米づくりができる、水を入れることが、水路に乗せることができるというふうな状況になるということは難しいのかなというふうに私はその雰囲気を持ったんでありますが、そこにおられた課長はいかがでしたか。雰囲気的に。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 全面改修の時には1億円以上かかるというような事例がたくさんありますので、そのようなご紹介をさせていただきました。その時に、現在の町の制度では2割の負担金ということになりますので、数千万円の負担金というご提案の中ではなかなか厳しいというふうなご発言が多々ありました。ただし、現在の制度で言いますと、町からでは、受益者の方の応分の負担というのが、現在、このゴム堰においては2割の負担というふうに決めさせていただいておりますので、それ以上のものは今のところないと思っておりますし、今までの議会の中

の質問でもご回答させていただいてますけども、より高率な補助事業があれば、2割でなくても、2割以下になる可能性はありますけども、現在のところまだそのような事業が見つかっておりませんので、引き続き調査研究はしてまいりたいと思っております。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 井堰の関係者の方から、当日いろいろと不安の部分も含めて、あるいはもう少し詳しく事細かに教えてほしいというふうなことも含めて意見が出ましたけれども、ある井堰では書類的なものが残ってないし、保証金というふうなこと、あるいは引継書という正式な書類も残ってないんだけど、役場にはあるのかなのかというふうなこともありましたけども、その時に、ある書類とない書類はあるけれども、ある書類はコピーでもしてお渡すことができますよというふうな答弁がありましたけども、結局終わって、いくつの井堰の方がそういうものをお持ち帰りになられたかというのをお聞きをしてみたいと思います。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 説明会後に建設課の方に来られたのは1団体でございます。その方には施設引継書の写しをお渡しいたしました。そのほかの図面等もお見せいたしましたけども、どこかに保管されていると思いますということで、もしなければ、またご提供いたしますということで、それ以後来られていませんので、あったのではないかと考えております。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） このたび対象となったのは17のファブリダム、風船ダムでありますけども。風船ダムでない、青木井手と言うて鋼板製、風船ではないダムがありますけれども、その井堰の方たちにお呼びかけをされなかったのはなぜかなと思います、いかがですか。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 現在、町で把握している可動堰、大きなものが19施設、それから馬尻川に何か所か転倒堰、手動の転倒堰がございますけども、今まで鋼製ゲートとか転倒堰の方からのご相談等がありませんでしたし、今回大きな問題としてゴム堰を中心に考えておりましたので、今回はゴム堰のみの説明会とさせていただいたところでございます。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） ゴム堰が圧倒的に多いということで、それこそ17の団体に呼びかけされたというのは、私は正解は正解だろうというふうに思いますし、持っておられる方がほぼ同じ悩みを持っておられる。早いか遅いかはあれ、必ず空気漏れを起こしてくるだろうという危機感も風船ダムの井堰の管理をしておられる方たちは思ってるんです。やっぱりそのところを何とかしてほしいというのは、当然その17団体はもちろん思っておられるわけですが、先ほど言いましたように、鋼板井堰の青木についてはファブリダムよりも建設年数が古いんです。それで多分、県にも役場にも鋼板井堰の代表の方からは何らかのことをこれまでも言われて相談に来ておられるというふうに思っています。ちなみに青木井堰は、建設してから49年になろうと思います。大変な状況を今迎えています。そこを今では置いてきてもらうわけですが、そこに関わって、これから先、相談に乗ってもらおうとらんようではありますが、すぐにでも相談に行くようにというふうな話はしますが、いかがですか、今の状況を聞かれて、49年ですよ、建築されてから。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 議員おっしゃられている青木井手でございますけども、私も何回か実際

現地に見にいかさせていただきます。それから転倒堰の操作室も見させていただきますところ、地元の方が適切に維持管理されている状況は確認させていただきます。転倒できないような状況になっていないというか、今のところ転倒したり、それからまた持ち上げたりという状況であろうかと思っておりますし、ただ先ほど申されたとおり、建設されてから、設置されてからの年数長いので、いろんなことがありましたら建設課のほうにご相談いただければと思っております。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 了解をいたしました。それで、今の青木井手については、今まで私は黒坂井手が非常に3kmぐらいで、水路の水が当たる範囲が広い、長いんですよというふうに言ってきましたけども、この青木井手も丁保余原の方まで行くわけですが、壬生地区に入るわけでありまして、それかなり水路的には長い水路であります。非常にだんだんと農地面積も少なくなっているんですけども、そのところ、今日帰りましたら、青木井手の方たちにお伝えしてきますから、またいい方法を考えてもらったり、それから相談に乗っていただけるということを切に要望しておきたいというふうに思います。いいですね、はい。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） ご相談はいつでも承りますので、よろしく申し上げます。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 2月の14日の説明会の時にも課長のほうからも答弁がございましたし、職員の方もなかなか状況は、井堰の状況はよう分かりますが、取り立ててできるというものが当面ないんですということで、もう少し幅広に用途を変えとかというふうな、作付をする面積も少ないですが、耕地面積も少ないですよ。それから都市計画区域内に農地があるため、なかなか採択できるような事業が今じゃ見当たらないですよというふうなこともおっしゃっていただきましたが、当面、そのところは黒坂井手も含めて、非常に、もう春で水を当てようかという時期ですが、どういう状況かというのが非常に不安なんですね。それは私が持っています田んぼのすぐ隣もその黒坂井手から来る水路があるわけです。その水路に今水が乗ってるかといったら、乗ってないんです。今乗ってないんです。今はあえて落としてあるんです。風船は膨らまして、何日かたったら、風船が潰れるから、今はまだ我慢して、4月に入ってから水入れる時に何とかしようかなというふうな状況にあるんですけども。本当に悲痛を持っておられたままで春を迎える状況です。建設課長も気分もよう分かっていたら、状況もよう分かっていたら、ちょっと悪いんだがというようなことの弁しかいただけんですが、あえて、ここでも同じことになるかもしれませんが、今の状況を聞いていただいて、どう答えていただきましょうか。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 議員おっしゃられたように、水を乗せていらっしやらないということは別件でお聞きしております。ですが町としては、現在ある事業の中、制度の中でしかお答えできないということでございます。以上でございます。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） そうなんです。誰がそこに座られても違うことを言うことにはならんわけでありまして、地域の方も言うてるんですけども、その水路に水を乗せない、農地が少なくなったというその原因は行政にもあるんですよと言われるんです。それは、道の駅あたりに水が来よ

ったわけでありますが、道の駅あたりにいろいろな公共事業があつたりして、そこに水を持って行って、農業するという状況から違う状況に用途が変わったわけでありますから、いろいろなことも含めてもらったら、その理由とか現状は分かったにしても、そりゃ、食いつける事業がないんじゃないでしょうがないじゃないということにしか、今じゃ、ほんまにならない。建設課長を私がいじめてるわけでもないんですけども、答弁されるのはそれ以外のことは答えられないということでありますが、まだひよっとすれば違う、目的を変える、あるいは違う方法で水を向けるというふうなことは、これから先、考えられることではあるのかもしれませんが、いかがでしょうか。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 頭首工の位置、それから受益の農地の高低差によっては、様々な方法が考えられるとは想定しておりますけども、個々の状況が全て違いますので、頭首工以外、農地面積が少なくなった時の必要な水量によっては他の方法が考えられるということも想定できると思っております。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 新しく今年から、あるいは去年から、名称忘れちゃったけども、地域流域と言うんですか、川の流れの状況を少し変えながら多目的に安全にできるんだよというふうな、そういうことへのつながりというのは、これから先考えられますか。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 議員おっしゃられているのは流域治水のことだと思っておりますけども、昨年、江の川上流域ということで三次の一部、安芸高田市の一部、それから北広島町の一部という江の川流域全体を流域指定されました。その中で現在、流域治水協議会という中で、流域治水の対策計画を現在策定中でございます。流域治水の考え方は、川全体のハード整備だけではもうなかなか水災害を抑えることはできないので、流域全体での水害対策をどのようにして軽減させていくかというメニューをたくさんやっついていこうということでございます。その中には、なかなかご理解が得られませんが、田んぼダムとかという手法もあるというふうに農林水産省からは推奨していただいておりますけども、なかなか中山間地での高低差のある田んぼの形状であるとか、その下に住宅地があるという、いろんな様々な状況がありますので、まだ皆様方の方には詳細な計画はお見せできませんけども、いろんなことを考えながら、水害対策計画の中で、もし河川の関係があれば、頭首工がもしそれで変更になるようなことがあるような事業がもしできればご紹介することはできると思っておりますけども、なかなかまだ細部にわたってのものは、去年初めてこの中山間地で特定都市河川の指定を受けたばかりですので、なかなかご紹介に至るまではいってないという状況でございます。以上でございます。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 私もこの問題は、ずうっと生涯やっついていかにやいけんのかなという決心はしておりますが、そうは言うても、同じことを繰り返しても前へ進みやせんよということも一つには考えておるわけでありますが、いずれにしても田植えをする時期が本当にもう目の前に迫ってきています。次の議会は6月であります、6月にはもう全ての田んぼに水が張って、早苗が大きくなってますよというふうなことが報告できりゃいいなというふうに思っているわけでありますが、町長、これまで私ももう何回にわたって同じことを繰り返しているような状況であります、今の状況の中で、町長がこれができるよというふうなことにもならんと思いま

すが、今の状況の部分で、これから少しずつではあっても、いよいよ話を聞きながらでもというふうな部分で、思いがあれば聞いてみたいと思います。

○議長（湊俊文） 町長。

○町長（箕野博司） こうしたら解決しますというような簡単なものではないというふうには思っていますけども。ゴム堰で穴が空いたりとかいうような修繕については、今ある制度の中でできるだけ原状回復をしてもらいたいというふうには思っておりますが、抜本的な大規模な修繕等になりますと、なかなか現実的ではないというふうには認識をしております。水利関係者の皆さんともいろいろ協議をさせてもらったり、堰をまとめることができないかとか、長期的にはいろんなアイデアも出していかんやけんだろうというふうには思います。そうした中で流域治水の関係でも、そういったことができないか模索はしていきたいというふうには思っています。国や県とも協議しながら解決策をできれば生み出したい。持続可能な形になるにはどうしたらいいかというところを考えたいというふうには思っております。水利権者の皆さんにもある程度の負担はしてもらわなければならないというふうには思いますが、現実可能な状況をつくっていききたいというふうには思っております。ただ、まだ全然見通しがついていないわけではありませぬので、これから協議を本格的にしていきたいというふうには思っております。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 本当に水を入れにゃならんという時期はもう本当に目の前にあるわけですが、今町長が言われた風船井手の空気漏れの箇所を修理をするのは地域施工事業でできるよというふうな雰囲気と言われたように思いますが、それはそれでやっていただけることになりませんか。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 現在、2月14日に事業説明したのは、土地改良施設適正化事業でございます。これは800万円ぐらいまでの事業費が可能なことでもありますし、5年間事業参加していただければ、5年間の中で改修事業して、5年間の中で負担金を積み立てていただいて、積立てが少し苦しい場合は、農林金融公庫の方から貸付ができるという事業でございますので、そういった説明をさせていただきました。そういった中での短期的な補修による長寿命化についてはお考えいただきたいというふうにご説明しております。先ほども申されたように、長期的な部分については、町長が申されたとおりでございます。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 2月14日の説明会でも説明しましたが、農業振興地域内の農地に係る井堰の修繕につきましては、中山間地域直接支払交付金でありますとか、多面的機能支払交付金のほうの活用も可能でございますし、実際にそうした地域もございます。ただ、協定内の中での相談が必要になってきますので、地域の中でしっかり話をしてもらって、そういった交付金を活用しての修繕等も行ってもらいたいというふうには思っております。以上です。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 建設課、あるいは農林課、そして町長の方から、今の大変な状況の中で何ができるかというのは明確なものは出せないということもありましたけども、いずれにしても水利権者は今、18の水利権者で、今、アンケートして返ってきた戸数は445戸あるんです、19井堰で445戸、戸数があります。そこには何人も住んでおられますから、非常に広い面積、haもそうでありますし、その関係者も多いということもありますから、しっかりと私も



意見を聞きながら、ここでまた皆さんにお伝えしたいというふうに思いますが、また今後とも引き続き要請の方もさせていただきたいと思いますが、これで私の質問は終わります。以上です。

○議長（湊俊文） これで梅尾議員の質問を終わります。ここで暫時休憩をとります。14時05分まで。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 1時 53分 休憩

午後 2時 05分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） 再開します。4番、中村議員の発言を許します。

○4番（中村忍） 4番、中村忍です。本日は、持続可能な地域公共交通の実現についてお伺いいたします。急速に進む人口減少、高齢化、過疎化の問題が絡み合う中で、町政や日常生活への影響は様々であり、顕在化している課題も多様でございます。とりわけ中山間地域において、地域公共交通の持続性を確保していくことは大きな課題の一つでございます。利用者の減少によって、民間の路線バス事業が成り立たなくなり、コミュニティバスやデマンド輸送などで代替するなどの取組も各地で見られますが、大幅な改善となり得ていない場合もございます。さて、極めて広域で厳しい地形が広がって、人口減少で少数が散在する本町では、交通需要に効率よく対応することが難しくなっています。主たる利用者となる高齢者、交通弱者の移動や生活を支えるためにも移動手段の確保をしていくことは必要不可欠な行政課題であると捉えております。しかし、本町の公共交通の現状を見た時、利用者の減少によって、公共交通事業の収支が悪化し、公共交通サービスの低下を招く、そしてさらに利用者が減少していくという、一連の負のスパイラルから脱却できなくなっているように感じております。そもそも町は、高齢者や交通弱者の移動手段の確保についてどうしようと考えているのでしょうか。利用者のニーズを地域ごとに具体的に把握することは極めて重要であり、今後、いつどこで、どんな人がどのように何人くらい困るのか。きちんと数字で見えていく必要があります。公共交通に関する施策は、単なる移送サービスにとどまるのではなく、地域の支え合いや重層的支援体制の整備を含め、官民協働で様々な手段を組み合わせ、誰一人取り残さない交通網を確立していく必要があるのではないのでしょうか。令和2年、地域公共交通活性化再生法により、地域公共交通計画の策定が市町村の努力義務となりました。地域公共交通計画とは、地域にとって望ましい輸送サービスの姿を明らかにするマスタープランとしての役割を果たすものとされています。以上のことを踏まえて、本町のこれからの地域公共交通行政のあり方について伺ってまいります。まず、中国JRバス広浜線の再編と事業移管に係る住民説明会について伺います。12月中旬に千代田地域と大朝地域で行われた住民説明会で、住民に説明した内容の概要についてお伺いします。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 住民説明会では、本町から広島市中心部へ直通する長距離路線を市の公共交通計画に基づき、可部駅等でフィーダー化、いわゆる乗り継ぎとし、千代田可部駅間へ運行区間を短縮すること。新しい安佐市民病院への交通手段を確保すること。中国JRバスが運行する広浜線について広島市北部エリアを拠点とする広島交通に事業を移管し、町の財政支出を抑制した持続可能な再編を行うこと。再編により、広浜線が減便となる大朝千代田間について、大朝交通が運行する大朝千代田線を増便すること。再編により、朝の広島市方面のダイヤのなくなる千代田—鈴張間についてホープタクシー西部エリアの延伸を行うことの説明を行いました。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 今、お手元に配付されておりますように、今、課長が説明された中身のほとんどがその資料に凝縮されております。当日、私もその説明会に出席しておりましたが、大変あせんとさせられました。と言いますのが、当日の説明では、バスの運行補助金を5000万円減額したいということが説明会の冒頭に話されたのであります。それから、朝6時台の広島方面の便が2便ほどございました。これは通勤通学のためのバスでございましたが、それが全くなくなるということで、広島市の安佐北区、安佐南区方面へ通学する高校生の利便性が全く確保できなくなったということが強烈に印象に残っております。当日の説明は、町民の利便性確保よりも町の財政支出の抑制の方が根底にあったように私は受け止めておるんですが、どうでしょうか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 財政的な要因の説明が強く受け止められたことにつきましては、大変申し訳なく思っております。町内の小・中学校、それから高校への通学に必要な交通手段を優先すべき利用ニーズと考えまして、ダイヤの協議を各方面と進めてまいりました。広島市へ通学する生徒の利便性が確保できなかったことにつきましては、大変申し訳なく思っております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 今、課長の説明では、2問目のバスダイヤの再編を何を重視して行ったかについてもお答えいただきましたので、2問目の設問は飛ばさせていただいて、3問目のほうに移らせていただきます。通学や通勤で一番利用者の多い時間帯のバスダイヤ、朝6時台のバスダイヤのことを申しますが、それをなぜ廃止したのか。また、最終便は、なぜ可部駅まで行かずに広島交通の車庫のある場所でストップとなったのか。このことについてお伺いいたします。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 再編後の路線につきましては、1台のバスの車両で運行を行うということにしております。ダイヤについては、町、広島市、バス事業者の協議で決められており、先ほども申しましたとおり、朝の千代田高校、千代田中学校、本地小学校への通学手段の確保を優先した結果、広島市方面への朝のダイヤの便を確保することができませんでした。また、最終便につきましては、これまでの広浜線の乗降調査により、広島市方面の最終便の利用がほとんどなく、勝木から広島方面への乗継便もたくさんあることから、町、市、バス事業者の協議により決めさせていただきました。以上でございます。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 朝6時台の広島方面の便で、広島市の安佐北区、安佐南区への高等学校へ通学

する生徒や通勤客は十数名おられました。それにもかかわらず、この便が切り捨てられたということでしょうか。また、最終便については、ほとんど利用がないということでもございましたが、これをバス便として位置づけるということそのものがおかしいんじゃないかなと私は思います。いかがでしょうか、お伺いします。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 先ほど申しましたとおり、町内の小・中学校・高校への通学に必要な交通手段を優先すべき利用ニーズの一番先ということで考えてダイヤの協議を行ったところでございます。結果的に広島市への通学する生徒の利用便が確保できなかったということは、大変申し訳なく思います。また、バス路線につきましては、車庫を出発したら車庫へ帰るという必要がございます。利用者が少ないからということでバス路線としては位置づけないということは、なかなかできないのではないかとこのように思います。以上でございます。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 少し残念ではありますが、次に移ります。利用実態や、定期的に利用している者の声を踏まえた再編案だったんだと言えるのでしょうか、お答えください。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 今回の再編では、安佐市民病院への交通手段の確保を行っております。令和2年に町が実施した公共交通に関するアンケートの調査では、公共交通で行きたい医療機関という項目に対して、安佐市民病院と回答した人が最も多く、回答者の42.5%となっております。また、町内の高校、中学校、小学校と広島市の高校への利用がある中で、1台のバス車両で運行するという再編の条件を考慮すると、一定程度は住民の声を反映した再編であるというふうに考えております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 1台のバスの車両で運行する再編条件が大前提となっているようでございましたが、住民のニーズに応えるためには、1台のバス車両では十分な対応は難しいと思います。1台のバス車両で運行するという再編条件に何か問題とか疑問を感じられませんでしたか。いかがでしょうか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） この件につきましては、コスト面、それから新たなバス事業者との協議の中での結果ということをご説明したいというふうに思います。以上でございます。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 1台では融通を利かすということが非常に難しい状態が出てくると思います。今後の協議を期待したいと思います。次に移ります。説明会は、私は結論ありき、異論に耳を貸さないという、そういう姿勢を感じました。不信を私たちに招いたように思いますが、どう捉えておられますか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 議員ご指摘のように説明会のほうが捉えられたということにおきましては、結果として大変申し訳なく思っております。説明会の内容につきましては、市、町、バス事業者で協議した内容を説明しておりますので、町の思いだけではなかなか変えられないといったような実情もございました。地域住民の方の意見を説明会等を通して伺うことで、また、これからの再編についても取組に反映できるよう努力をしてみたいというふうに思

います。以上でございます。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 確かにこのたびの説明会は、令和5年4月の改編を控えて大変急いだものであったように私は捉えております。と言いますのが、12月13日の説明会の前に、12月2日には北広島町地域公共交通会議が開かれて、その場でこのことについて協議がなされております。そして、その日十日余り後に説明会があったと。そして、4月を迎えるには、この段階で住民の声を聞いても、4月の改編にさらに新しいものができるというのは、非常に状況として難しいのではないかと思います。もう少し事前から、今、課長もおっしゃられたように、住民の声を聞く、そういう努力をして、再編案を策定して新しく提案をしていく。そういう努力をしていただいて、今後の協議を進めていただけるように望みます。それでは次に移ります。JRバス広浜線の再編に伴う通学手段の確保、激変緩和措置に係る対応について伺います。私は、説明会の翌日12月14日に副町長に、住民の願いを大切にすることと、中国JRバス広浜線の再編案を再検討してほしいと要望しました。ほかの人からも同じような声が上がっていたかもしれませんが、1月上旬には千代田インターから飯室までの町独自のバスを運行するという新たな対応が決定され、バス希望調査票が高校生に配られました。早急な対応は評価したいと思いますが、説明会后こんなにも早く新たな対応が取られたのはなぜなのか、その理由を伺いたいと思います。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 新たな対応、いわゆる貸切バスの激変緩和措置につきましては、説明会以前から課題があるというふうに認識をしており、対応策につきましては、説明会以前から検討、準備をしていたところでございます。以上でございます。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 今のを聞いてちょっとドキッとしたんですが、説明会をする前に、再編案には課題があるということを知られておられたわけですね。それにもかかわらず、そういうことが全然加味されない案を説明会で提示された、そういう事実でございます。これはいかなるものかと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 先ほども若干触れたと思うんですけども、広島交通の再編の時間帯につきましては、広島市の可部の方から上がってくるバスの運行形態としては、1台のバスで対応する最善の運行方法というふうに思っております。それ以上の対応がなかなか難しい中で広島交通の再編につきましては、そういった時間帯でやらせていただく。それを補完する意味でデマンドタクシー、それから貸切バスの運行をすることで、今回の可部方面への運行については、トータルで整理をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 広島交通等との協議は大変ご苦労されているということも職員の方よりも伺いしております。大変なご苦労あったのは分かります。しかしながら、町独自のバスを出すといったら、それはまたそれの上に町の財政支出もあるわけでありまして。そういうところを考えると、もう少し1台のバスの運行という大前提を取り崩してでもいいから、そのところをしっかりと協議していただきたい。ぜひ今後の協議を、今、申しましたことも含めて進めていた

だきたいと思います。それでは7番目の質問に移ります。新たな対応行っていただきました。今日お配りしております一番裏側のページにございます。そういうふうな対応を取ったわけですが、利用者の受け止めはどうだったと捉えておられますか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 交通手段のなくなる千代田インター、本地、明神峠間のバス停を利用する方へバスの利用希望調査、先ほど議員がご指摘の利用調査を行ったところ、ほとんどの方から利用の希望がございました。このことから必要な措置であったというふうに認識をしております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） この措置は1年間の期限が設けられておりますが、なぜでしょうか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） この措置に代わる代替案を検討するために期間として1年間の期限を設定させていただきました。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） そういたしますと、令和6年度には、このたびの激変緩和措置よりもっと利便性が確保されたバス便が整備される、そういう方向で今後は進んでいくというふうに理解してもよろしいのでしょうか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） この場でお約束をするということはなかなか難しいところではございますが、精いっぱい善処していきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 頑張りに期待しております。このたびのバスダイヤ再編について何が課題だったと捉えておられますか、お伺いいたします。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） このたびのバスダイヤの再編につきましては、昨今の社会情勢で公共交通の利用者が大幅に減少し、公共交通を持続的に継続することが難しくなったというものでございます。国、県、市町で公共交通を財政的に支える仕組みが不十分であったということも大きな課題であったというふうに考えております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 今後、バスダイヤ再編に係る協議はどのようにしていく予定でしょうか、お伺いいたします。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 運行開始後の乗降調査等により利用実態を把握し、町、広島市、バス事業者で協議を行った上で、利用の実態に応じた効率的な運行に努めてまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 私は、利用状況に係る調査を今後、丁寧に行っていただく。また、住民の願いやニーズを丁寧に把握していただく。そういうことを徹底していただきたいと思います。そういうことは、それが行政で施策をされる時の基本姿勢ではないかなというふうに考えます。こ

のことを忘れずに、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。それでは、大きな2番目の質問に移ります。次に、今後の町民の移動手段の確保について伺ってまいります。そもそも町は、高齢者や交通弱者の移動手段の確保についてどうしようと考えているのでしょうか。町民の移動手段となる地域公共交通を確保することの重要性に対し、町はどのように認識をされておられるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 北広島町地域公共交通計画において、町内の路線バスやホープタクシーの運行などにより、高齢者などの自家用車を利用できない人の日常生活での買物や通院、小・中・高校生の通学など町内における町民の日常生活を支えると公共交通の果たす役割の一つとして、高齢者や交通弱者の移動手段の確保について位置づけております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 北広島町の移動手段の利用状況や利便性、町民の願いについて、その現状をどう把握し、分析されているのでしょうか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 町が実施した、先ほど説明をいたしました公共交通に関する令和2年のアンケート調査によると、普段利用する交通機関という項目に対して、複数回答の条件下で、自家用車と回答した人が最も多く、回答者の77.7%でした。高速バスと回答した人は24.3%で、路線バス9.2%、ホープタクシー8.7%でした。公共交通の各サービスの満足度における路線バスの運行便数について、やや不満、不満の割合が高くなっているという状況でございました。町民の皆さんの願いについては、様々な意見があり、ひとまとめにすることはできませんが、現在は、自動車を運転できるので公共交通を利用しないが、運転できなくなったり、免許証を返納したら公共交通を利用したいというような意見がアンケート調査ではございました。以上でございます。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 今、アンケートは令和2年のものであるというふうにおっしゃられました。公共交通に関するアンケート調査というのはどのぐらいの頻度で行っておられるのでしょうか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 交通計画の策定時のタイミングに合わせ、必要に応じてアンケート調査を行うということにしております。約5年に1回ぐらいのペースで行うということになるかと思っております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） それでは、アンケートで集約した情報をどう評価されておられるのでしょうか、お伺いします。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 町民ニーズは、町が実施する公共交通に関するアンケート調査や町内の各団体から寄せられる要望等で把握し、公共交通の再編に反映できるようにしていきたいというふうに思っております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 北広島町の公共交通の課題をそれではどのように整理され、どのような対応策

を取ってきたんでしょうか、また、今後取っていく所存なのか、そのあたりをお伺いいたします。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 地域公共交通計画策定において課題を整理し、基本的には乗換え1回以内で町の中心部に移動できる公共交通網の再編などに取り組んでいるところでございます。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 町の課題を解決する時、私は思うんでありますが、何と言っても計画策定の基本はデータであろうと思います。住民の願いが十分に与えられた有効なデータと、その的確な分析は不可欠だと思います。施策の進捗状況を的確に把握して課題を絞り込んだ上で、さらに効果的な取組を立案し、実施し、次のサイクルにつなぐことができると思うわけでありまして。調査を徹底させることを一層大事にさせていただきたいと思っております。今、課長がおっしゃられた乗換え1回以内で中心部に移動できる。そういう再編はかなりうまくいっているのではないかと思います。今後また、ニーズをしっかりと把握していただくということは、先ほどの住民説明会の時も申しましたが、ぜひ継続してさせていただきたいと思っております。それでは、公共交通に対する基本方針についてお伺いをしてまいります。北広島町の公共交通の課題に対して、どんな方針で取り組んでおられるんでしょうか、お伺いします。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 地域公共交通計画では、町の公共交通の目指すべき将来像として、「安心で便利な生活を支え、元気な地域をつくる公共交通体系の実現」を基本理念に設定をさせていただいております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 公共交通推進に係る基本方針に基づいた取組をどのように評価しておられるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 公共交通の果たすべき役割を掲げ、実現することを目標に様々な事業を進めておりますけれども、現行ではなかなか多種多様な意見、要求に十分応えられていないと、応え切れていないというふうに感じております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 今、課長がおっしゃいましたが、具体的にどのような要求に応えきれないと感じておられるのでしょうか。全部が全部でなくて結構ですので、一部、強烈に心に残っているところをお答えいただければと思います。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 一番痛烈に感じているところは、やはりデマンドタクシーの乗り継ぎの際に域を超える場合は200円の追加料金がかかるというようなところも、料金設定上は大変申し訳なく思っているところでございます。また地域によっては、完全に1回の乗換えでは行けない所も若干あるのではないかというふうに思っております。その辺を完全に網羅するというのが大変難しいという中ではございますけれども、何とか工夫をしてその辺に対応していきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 中村議員。

- 4番(中村忍) 北広島町の公共交通の目指すべき将来像に向け、どんな改善を図っていこうと計画をされているのでしょうか、お伺いいたします。
- 議長(湊俊文) まちづくり推進課長。
- まちづくり推進課長(矢部芳彦) 地域公共交通計画では、取組の方向性として4つの項目を掲げております。1つは、安心して便利な暮らしを支える生活交通サービスの提供。2つ目は、地域の活性化に寄与する公共交通サービスの充実。3つ目は、快適な公共交通の利用環境の整備。4つ目は、町民参加による公共交通の維持・確保です。
- 議長(湊俊文) 中村議員。
- 4番(中村忍) 今、4つの方針を述べられましたが、もう少しそのイメージが湧きやすくなるように説明を求めたいのですが、どうでしょうか。
- 議長(湊俊文) まちづくり推進課長。
- まちづくり推進課長(矢部芳彦) 1つ目の基本方針の安心して便利な暮らしを支える生活交通サービスの提供でございますけども、これにつきましては、日常生活において、通勤通学、日常的な買物や通院のための公共サービスを提供し、町民の安心して便利な暮らしを支えるということでございます。2つ目の地域の活性化に寄与する公共交通サービスの充実でございますが、これにつきましては、高速バスによる移動の利便性を高め、広島市の通勤圏としての条件整備や町内外の交流を促進し、地域の活性化と定住化を図るということでございます。3つ目の快適な公共交通の利用環境の整備は、町民や町外からの来訪者にとって公共交通が利用しやすくなるよう、待合環境の整備や情報提供を行うということでございます。最後に、町民参加による公共交通の維持・確保でございますけども、公共サービスを継続するため、利用者や運行事業者を含め、町民みんなで公共交通を支えようという理念的な取組でございます。以上でございます。
- 議長(湊俊文) 中村議員。
- 4番(中村忍) ご説明いただきまして、イメージを広げることができたように思います。続いて、本町の公共交通の充実を図るためには欠かすことができない北広島町地域公共交通Ma a Sについて伺います。北広島町地域公共交通Ma a Sでは、何を目指しておられるのでしょうか、お伺いいたします。
- 議長(湊俊文) まちづくり推進課長。
- まちづくり推進課長(矢部芳彦) 北広島町地域公共交通Ma a S推進事業に取り組むことで、Ma a Sによる暮らしやすいまちの実現を目指します。具体的な中身としては、デマンド交通事業をICTを活用して効率化し、利便性を向上することを中心に考えております。以上でございます。
- 議長(湊俊文) 中村議員。
- 4番(中村忍) それでは北広島町地域公共交通Ma a Sの進捗状況と今後についてお伺いいたします。
- 議長(湊俊文) まちづくり推進課長。
- まちづくり推進課長(矢部芳彦) Ma a Sの進捗状況でございますけれども、今年度中に実証実験を行うための計画づくりを行っております。今年度の計画策定を受けまして、令和5年度に実際の実証実験を行いまして、Ma a Sによる暮らしやすいまちの実現を目指してまいります。中身につきましては、さらに詳しく説明をしますと、ホープタクシーの予約運行システム



の導入、ホープタクシー芸北、大朝地域でのオンデマンドの運行、ホープタクシー豊平南部エリアの千代田西部への拡大。ホープタクシー芸北共通エリアの拡大等を実施してまいります。以上でございます。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 大変丁寧に説明をいただきました。A Iで効率的な運行を進めるということですが、県内各地で独自の乗合タクシー事業を立ち上げておりますが、利用が低迷しておいて苦境に立たされているという町もあります。一方、路線バスの赤字を埋めるそういう補助金の負担も1000万円以上減りましたというふうな効果を上げた町もあります。住民のニーズ、先ほどからの繰り返しになってしまうんですが、ニーズをよく聞いて、丁寧に施策を展開することで、その結果に違いが出てきているのではないかと私は思います。今後、より使いやすい持続的な仕組みにしていくために、主な利用者となる高齢者の声を聞いたり、高齢者に響く内容であるか、そういうことをしっかり考えていただきたいと思います。また、A Iを使う際、高齢者が大変そういうものに弱いということもございまして、広報されたりとか、そこら辺も今後の課題になっていくんではあるまいかと思っております。M a a Sのますますの充実を願っております。最後になります。住民のニーズに対する持続可能な北広島町地域公共交通の維持と、それに係る今後のまちづくりについて、どのような展望を持っておられるのか、町長の所見を伺います。

○議長（湊俊文） 箕野町長。

○町長（箕野博司） 本町の公共交通は、人口減少や自家用車の普及による利用者の減少で持続することが難しい状況にあります。さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により公共交通を取り巻く状況は厳しくなりました。多大な経費を支出して維持している現状も踏まえ、いかに持続可能な仕組みづくりを行うかが重要だと考えております。町は、バス事業者と連携し、地域公共交通計画に基づく持続可能な公共交通構築のための取組を行っております。利用実態に応じた交通体系を構築し、また、M a a Sなどの交通のDX化を進めることで、できるだけ町民に寄り添い、公共交通による暮らしやすいまちづくりを進めていきたいと考えております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 公共インフラがますます充実をしていき、本当に住みやすかった、住んでよかった、そういうふうなまちになることを期待して私の質問を終わります。

○議長（湊俊文） これで中村議員の質問を終わります。ここで暫時休憩をとります。15時までとします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2時 47分 休憩

午後 3時 00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） 再開します。1番、亀岡議員の発言を許します。

○1番（亀岡純一） 1番、亀岡純一です。今回は、ゼロカーボンへの取組を問うというテーマで質問させていただきます。昨年8月でありますけれども、北広島町は、地球温暖化防止の取組としてゼロカーボントウンを宣言いたしました。これは2050年の温室効果ガス実質排出ゼロ。すなわちカーボンニュートラルの実現を目指すために宣言したものであります。そして、この宣言の趣旨には以下の内容が盛り込まれております。温暖化の進行を止めるために、エネルギー使用量を減らす取組に加えて、太陽光や水力、木質バイオマスなどの再生可能な資源からエネルギーをつくり出すことが不可欠である。再生可能エネルギーの導入は、温室効果ガスの排出削減につながると同時に、地域の課題を解決し、美しく住みよいまちの実現につながる可能性を秘めている。こういう内容です。これを盛り込んだ宣言であります。同様に、去る9月議会の執行部の答弁でも、この宣言を行った理由として、まず1番目に、地球温暖化の進行を防ぐこと。それから2番目として、地球温暖化対策を通して地域の課題解決を図ること。これを挙げておりました。町の意味を広く発信し、各主体と連携しながら、力強く取組を進めていきたいというふうにありました。その上で町長も、地域内で使うエネルギーの地産地消を推進することで課題を克服し、併せて町内の経済効果も生み出し、北広島町を美しく、住みよいまちにしていきたい、そういった旨を強調されていたと思います。そこで今回は、新年度に向けた具体的な取組について質問していきたいと思っております。最初の質問であります。地球温暖化対策実行計画(区域施策編)、これを策定するという話でありましたが、その策定状況がどうなっているのか。またその際に、計画策定に先立って行った北広島町カーボンニュートラルに関する事業者アンケートの結果がどうであったのか。さらに、それは計画にどう反映されているか。こういったところを質問いたします。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 地球温暖化対策実行計画につきましては、関係課によるワーキンググループでの検討、意見募集、環境審議会での議論、答申を経て3月3日に北広島町ゼロカーボントウン推進計画として策定いたしました。北広島町カーボンニュートラルに関する事業者アンケートは、町内事業者のカーボンニュートラルについての意識や取組、経営課題や必要な支援などを把握するもので、北広島町商工会の加盟事業者約700社を対象に実施いたしました。このうち73社から回答いただきまして、回答率は、約12%でした。回答者の多くは、カーボンニュートラルに取り組む意向が高かったのですが、回答率から見ると、取組意識の醸成が必要であると考えております。また、カーボンニュートラルに取り組む動機としては、光熱費などのエネルギー費用の削減であるとかSDGsなど持続可能な社会の形成という理由が多数ありました。行政に期待する施策としては、省エネ・再エネ設備の導入支援の回答が最も多くありました。これらを踏まえて、計画書では、省エネルギー行動を推進するための省エネ診断や、高効率な空調、給湯などの省エネ機器の導入支援、太陽光発電設備などの再生可能エネルギーの導入支援などに関する事項を掲載しております。以上です。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） アンケートの件について答弁していただきましたけれども、その中に700社を対象に実施したものの回答が73社でしたか。回答率が10%余りということで、今、町民課長の方から、取組意識の醸成が必要ではないかというようなことが言われましたけれども、これはどういう思いでございましょうか。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） これは、回答率がすごく低かったので、今後、カーボンニュートラルに対しての啓発を事業者の方にもしていき、みんなで取り組むカーボンニュートラルというふうに考えております。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 大切なことですよね。これから進めていこうという中で、やっぱりまだ意識がそちらのほうに向けていく努力をしていかないといけないということだと思います。

それでその中で、もう一度おさらいですけども、このアンケートの質問項目というのはどういう内容があったのか、いくつか挙げていただくことができますか。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 事業者アンケートの項目ですけども、まず、カーボンニュートラルに取り組む意向であるとか、そのカーボンニュートラルに取り組む理由、動機、もしくは取り組まない理由、それから、その事業者の現在の経営上の課題。それから課題解決に向けた取組についてどういったことを行っているか。そして、地域エネルギー会社が立ち上がった場合にどういった関与を考えているか。そして、課題の解決に向けて行政に期待することなどをアンケートの中に入れております。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） そういう項目を質問した中で、先ほど答えていただいたような回答があったと。それで意識としては、光熱費などのエネルギー費用の削減とかSDGsなどに向けての取組とか、そういう意識を持って、行政に期待するのが省エネ・再エネ設備の導入支援というもの期待すると。この辺は、私が事業者であれば同じようなことを考えるだろうなというふうな印象、感想は持ちましたけども、その中で、今回、資料を添付させていただきました。新聞の記事であります、ちょっと見ていただきたいんですけども、それは、2月15日付の中国新聞の中に、福山市が23年度に補助制度を創設する方針であると。それが太陽光発電の導入に際して家庭用、それから事業者用、それぞれに条件をつけて太陽光発電パネルを取り付ける時に補助をしますよといった内容、あるいは省エネ機能のある設備に買い換える際の費用を助成する、半額助成するとか、そういったことが書かれております。そういった内容と重複する、そういった内容のことが先ほどの期待する点であり、また、それを踏まえて計画書、今回の計画書が作られたということだと思います。それで区域施策編ですね、地球温暖化対策実行計画の今回の計画であります、これが3月3日に策定されたということではありますが、一般の方は見ることができるのは、どういうふういつから見れますか。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 一般の方にもホームページなどで公開していこうと思っております。そしてパブリックコメントも募集したんですけども、その時に同じような内容のものも今もホームページで上がっておりますので、今もご覧になることができます。以上です。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） その計画自体が見れるのはいつから見れますか。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） なるべく早い時期に公開しようと思っております。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） それは、また出された時にはしっかり見ていきたいと思っております。

それで次の質問であります。再生可能エネルギーをテーマにして、前澤友作氏、これは株式会社スタートトゥデイの代表取締役であるというふうに書かれておりましたが、この方が公募していた2022年ふるさと納税企画の納税先に北広島町が選定されたという発表が2月1日にされたようであります。その経緯と、いただいた寄附金の使い道について質問いたします。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 前澤友作氏の2022年ふるさと納税企画は、再生可能エネルギーに関心の高い自治体に総額5億円の寄附を行うもので、12月8日から15日まで寄附先の公募が行われていました。今回の企画は、再生可能エネルギーに関心の高い自治体が対象となっていましたので、本町が昨年8月にゼロカーボンタウン宣言を行い、カーボンニュートラルに向けた本町の地域課題や取組について応募したところ、500万円の寄附の申し出をいただき、昨年末に受領したところです。具体的な使い道として、町内産の薪の利用促進や家庭や個人事業主向け蓄電池導入補助、小水力発電など再生可能エネルギー設備を導入するための調査費などに活用したいと考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 非常にタイムリーな内容の寄附をいただいたのではないかなというふうに思いますが、ちょっとこれお聞きしてみますが、ふるさと納税企画という名前がついておりましたけども、これはいわゆる企業版のふるさと納税ということによろしいですか。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 今回の寄附につきましては、企業版という形ではなく、一般的な寄附として、いわゆる指定寄附に当たるというふうに解釈しまして、そういった形での受入れを行っております。以上です。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 要するに純粋な寄附と考えればよろしいんですか。非常にありがたいことだなというふうに思いますが、これを先ほど町民課長が言われたような、これからの取組に使わせていただくということでもあります。今回の一般質問の内容は、この3月議会が始まってから、いろいろと来年度、令和5年度の予算の中にいろいろと組み込まれている内容がありましたので、実際いろいろな説明、様々な説明を聞いてきた内容と重なるところはあるんですが、町民を代表する立場で、重なった点も含めて整理しながら質問できればというふうに思っておりますので、よろしくお伺いいたします。それで9月の議会の時にいただいた答弁に、本町においても脱炭素先行地域への応募も視野に入れつつ、地域課題の解決という視点を含めた最適な施策を検討していきたいという内容がありました。それで、この脱炭素先行地域への応募についてどうなったのか、お伺いします。あるいは、もしそれがされなかったのであれば、それに代わる施策等の応募があったのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 脱炭素先行地域とは、カーボンニュートラルに向けて政府が掲げた目標を先行的に実現するモデル地域のことで、国では2030年度までに少なくとも100か所を選定するとしております。選定に当たりましては、地域の特性に応じた具体的かつ実現可能な計画が求められ、特に地球温暖化対策と同時に地域の課題解決に資する計画となっているかが重要視されると認識しております。本町では、北広島町ゼロカーボンタウン推進計画において電力や熱などのエネルギーを地域内で生産して消費するエネルギーの地産地消を掲げ、脱炭素

先行地域に応募する際のテーマにしたいと考えており、次年度以降、具体的な検討に入る予定です。現在は、脱炭素先行地域と同じ地域脱炭素移行再エネ推進交付金を財源としました重点対策加速化事業への応募を行っているところで、採択されれば、住民、事業者が主体となった省エネ設備、自家用太陽光発電設備、木質バイオマス熱利用設備、電気自動車補助などを包括的に支援してまいりたいと考えております。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 脱炭素先行地域づくり事業への支援についての応募は先に行うと。それに先駆けて、まずは重点対策加速化事業への支援に応募されたと、そういうことであります。これは、環境省から出されている環境省の事業をちょっと調べてみたんですけども。非常にたくさんの方が、このゼロカーボンに関係して出されております。交付金、あるいは支援事業といったものが、それだけ国が、この2050年のゼロカーボンに向けて力を入れているということがここからうかがえるわけでありまして。その中の一つとして、地域脱炭素の推進のための交付金、地域脱炭素移行再エネ推進交付金というものの中の支援事業としての重点対策加速化事業へ応募されたというわけでありまして、これ、まだ最終的に採択されるということが、まだそれは聞いてないんですが、これはいつ頃採択されるか、あるいは採択されないかというのは出てくるんでしょうか。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） この事業は、3月の下旬に内示があると聞いております。採択はその後になります。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） それを採択された場合の交付金であります、いかほど、どのくらい交付金が出される、いただける予定になってるのでしょうか。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） この交付金は、5年間のものなんですけども、まず初年度の令和5年度は約7000万円です。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） その辺が今回の、今回のと言いますか、令和5年度の予算の中に組み込まれていたゼロカーボンタウン推進加速化事業という、これ3月補正予算の中に入りました7194万5000円、この辺に当たるのかなというふうに思ってますけども。今回、それも含めて、令和5年度に向けた様々な事業、令和5年度の重点事業というものを説明を受けております。それで、先ほどの答弁の中に最後のほうにあった、住民あるいは事業者が主体となった省エネ設備、自家用太陽光発電設備、あるいは木質バイオマス熱利用設備、電気自動車補助等を包括的に支援していきたいという説明がありましたけども、いわゆる先ほど資料としてお示しした福山市のようなそういう事業内容をイメージしているというふうに思ってますでしょうか。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） はい、議員がおっしゃるとおりです。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） それで今回の重点対策加速化事業への支援という環境省の事業でありますけども、その交付要件を見ると、再エネ発電設備を一定以上導入することという交付要件があ

けられておりました。これについては、何か説明していただくことができますか。具体的な、こういうことを交付要件として上げたということがあればお願いします。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 交付要件とは若干違うかもしれませんが、例えば、来年度であると自家消費型の太陽光発電は30件で、それに対しての150kwというふうな積み上げをこの計画の中に入れて応募をしております。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） もう少しその辺の対象事業、環境省の交付要件のところに関連してちょっと聞いてみるんですけども。さらに対象事業としてはいくつか、具体的には5点ほど挙げられていて、そのうちの2つ以上を実施するよというふうなことが書かれています。例えば、屋根置きなど自家消費型の太陽光発電を実施するとか、それから、地域ひ益型再エネの立地、地域共生を行うとか、こういった内容があるんですけども、この辺についても何か取り上げたことが今、説明していただくことがありますか。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 今回の応募内容は、重点対策加速化事業の中の、先ほど言われた屋根置きなどの自家消費型太陽光発電、それから地域共生地域ひ益型再エネの立地、それから業務ビルなどにおける徹底した省エネと改修などのゼブ化の誘導、それから住宅、建築物の省エネ性能などの向上といった1番から5番までである中の1番から4番を応募の対象としております。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） よく分かりました。それだけ、ちょうど今、町が取り組もうとしている内容と、その事業にぴったりと合っているんだということで採用されることを願っております。それで最後の質問、4番目の質問でありますけども、昨年のゼロカーボンタウン宣言以来、庁舎内に各課横断的な検討チームを設けて議論を重ねているということでありましたが、具体的に次年度以降の各課の取組についてお伺いしてみたいと思います。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 関係課ワーキンググループでの議論を踏まえ、先ほど申し上げた重点対策加速化事業やその他の財源を活用しまして、北広島町ゼロカーボンタウン推進事業として連携して取り組むこととしております。具体的には、総務課の公用車の電気自動車の導入、庁舎照明のLED化、商工観光課の地域活性化起業人の活用による中小企業などへの脱炭素の推進、農林課の新たな森林の価値創造事業、森林吸収量のJクレジット化などの取組を予定しております。以上です。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 具体的にそういう項目を挙げて取り組むということが今回の当初予算の説明の資料の中にもその辺が書かれてありましたので、これ具体的な予算として上げられた数字を、先ほどの7100万円某という予算も合わせて、この辺を合計してみると1億円を超える予算を来年度のゼロカーボンに関係して、重点事業として取り組もうとしているという姿勢が分かるというところでもあります。先ほどの答弁の中にちょっと出てきたんですけど、地域のエネルギー会社という話があったかと思うんですが、それをやっという。これについても、どうも今回の北広島町地球温暖化対策実行計画の中で、これが言及されているようでありまして、これは、いただいた資料の中にもありました。ただ、これをやっというとする時に、ポイ

ントとしてこれがあるかなということが、地域内でエネルギー循環を図る上では、地域エネルギー会社の存在が不可欠であるということであり、ただ、電力小売事業の利益率は低く、単独で事業採算を確保することは難しいと。これが、一般的な見解じゃないかと思うんですけども。それで町内企業向けのオンサイトPPA事業や、省エネコンサルなどを組み合わせる必要があるというふうに書かれているところがありました。ちょっとこれについてお伺いしてみたいんですが。まず、町内企業向けのオンサイトPPA事業ってどういうことですか。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） すみません、ちょっと聞き漏らしたのでもう一度お願いしてもいいですか。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） いただいたこの資料、町民課から全協資料No.6、補足資料の中に、一番下に挿絵がついてあって、そこでの文言に、町内企業向けのオンサイトPPA事業、どうもこれは企業結合会計におけるパーチェス・プライス・アロケーションという、そのパーチェス・プライス・アロケーションというのを省略してPPAということらしいんですけども。要するに簡単には事業化していくのが難しいので、1つには、省エネコンサルなど相談しながら、こういった連携していく専門的なことが必要であるということかなというふうに思ったんですが、どうでしょうか。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） これは、町内の事業者に向けて太陽光エネルギーを使って、太陽光の設備をPPA事業とする仕組みを紹介しようといった内容のものです。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） すみません、私が十分に理解できないので、このことはちょっと宿題にして、次に移りたいと思います。これで聞きたいのは、地域のエネルギー会社というものをこれから考えていくということでありまして、ちょっとその辺をもう少し具体的なイメージとしては、どんな形になるのかなという、例えばというような形ででもいいんですが、説明していただくことができればお願いします。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） なかなか今、回答が難しいんですけども、そういった地域エネルギー会社の仕組みであったりとか、本町でおける枠組みなんかを、あと事業採算性の評価なんかを来年度調査して検討するように思っておりますので、すみません、今、具体的なイメージできるものがお伝えできません。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） はい、了解します。先ほど重点事業というふうに私言いましたけども、その中に2点ぐらいちょっと取り上げて質問してみたいんですけども。まず、地域活性化起業人の受入れをしていくという、商工観光課の町内事業者の脱炭素取組掘り起こし事業というものがございました。これについての説明をしていただければお願いします。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） この地域活性化起業人と言うのは企業の人材派遣制度で、民間企業の社員さんを一定期間受け入れて、そのノウハウであるとか知見を生かしながら、地域の独自の魅力であるとか、価値の向上につながる業務に従事してもらうというような取組です。それで民

間の企業さんの方に町内企業さんへの省エネのサポートということの取組を考えております。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） その際に地域活性化起業人の受入れというふうにありますから、この受入れということはどういうことなのかについて、ちょっとお伺いできれば。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（中川克也） 先ほど町民課長が答弁したとおりで、3大都市圏の一般企業の専門家の方を派遣していただくということで、その派遣に対する費用についてお支払いするという事で新年度の予算に計上させていただいております。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） そういう事業があるということ。それから、先ほどの町民課長の最後の答弁の中のおしまいの方に取り組む事業の中で、森林吸収量のJクレジット化の取組を予定しているという話でしたが、これがなかなか分かってる人には分かってる、一般にはなかなか分かりにくいところがあるかと思うんです。これをちょっと説明していただければ、お願いいたします。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） このJクレジット制度というのは、省エネルギー機器の導入であったり、森林の整備することなどの取組によって生まれたCO<sub>2</sub>などの排出削減量であるとか吸収量をクレジットとして国に認証してもらう制度です。以上です。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） クレジットとして認証していただいたものはどういふふうに使われますか。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） この認証されたクレジットは、CO<sub>2</sub>排出量を削減したものと、それからCO<sub>2</sub>を削減したい人の間で取引ができることになっております。以上です。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） そういうことで二酸化炭素の削減というのが見える形になっていくのかなというふうに思います。そういった様々な事業を行いながら、ゼロカーボンに向かって進んでいくと。まさにそれが始まったばかりのところであるということだろうというふうに思います。これが最初のところでも触れましたように、昨今、様々な問題、課題がたくさんある中で、不安要素がたくさんある中で、それを解決していくための、また希望的な要素として、このゼロカーボンへの取組というのが上げられるのではないかというふうに思います。もう一回、その辺のところを最後に町長の言葉で表明していただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（湊俊文） 町長。

○町長（箕野博司） このゼロカーボンの取組は、かなり幅広いものがありまして、先ほど来話があったように、町内にある水であるとか、太陽光であるとか、森林であるとかいろんな資源を生かしてエネルギーを作っていく。それを町内でエネルギーを作って、町内で消費してもらうというような形でかなり経済効果もあるというふうに思っています。北広島町で年間エネルギー代として町外に出ていくお金が133億円と試算をしておるんですけども、これをどの程度減らすことができるかということで、133億円分全部一遍に地産地消しますということとは不可能だと思いますけれども。水力発電等もまだまだ増やしていけるんじゃないかと思ったり、太陽光発電にしてもそうだと思います。森林の保全等も含めるとポテンシャルとしてはかなり



北広島町にはあるんじゃないかというふうに思ってます、いろいろ工夫をする必要はあろうと思いますが、可能性は大いにあります。今、エネルギー価格は高騰しておりますので、追い風じゃないかなというふうに思ってますので、積極的に、まずは重点対策ということで進めてまいりたいと考えております。ただ、町だけが旗を振っても成し遂げれるものではないので、町民の皆さん、それから企業の皆さん、町を挙げて進めていきたいというふうに思ってます。よろしくをお願いします。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 町長からの答弁いただきましたけども、まさしくそういう時、追い風を受けた希望的な時であろうというふうに思います。アンケートでは、まだまだ関心が低いかなというふうなところもありますので、しっかりとこれをPRしながら、これからの施策に取り入れて、将来に向けて進めていければなというふうに思います。以上で、私の質問を終わります。

○議長（湊俊文） 亀岡議員、答弁の訂正があるみたいですから。財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 先ほど、亀岡議員の質問、前澤氏の寄附に対して、企業版ふるさと寄附ではなく指定寄附というふうに私お答えしたんですが、正しくは指定寄附でも個人版のふるさと寄附として受入れをさせていただいております。すみません、訂正をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 普通のふるさと寄附ということですか。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 前澤氏のふるさと納税企画、そういうことになっておりますので、個人版のふるさと寄附ということで受入れをいたしました。

○1番（亀岡純一） 以上で終わります。

○8番（梅尾泰文） 議長。一か所だけ先ほどの一般質問の訂正があります。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 18の可動堰のうち、445戸ありますと私が数を言うたと思うんですが、448戸ですので訂正をお願いいたします。

○議長（湊俊文） これで、亀岡議員の質問を終わります。お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、明日16日に延会したいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会といたします。なお、明日の会議は午前10時から、本日に引き続き一般質問を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 3時 50分 散会

~~~~~ ○ ~~~~~